

大東亜戦争下における帝國憲法の法制的作用に関する考察
 — 高等学校教育の戦時下の取り扱いについて検証する —
*Analysis on the Legislative Impact Brought by Constitution of the Empire of Japan under
 Greater East Asia War*
 — Verification of the Handling of High School Education under the War —

中川 直毅 NAKAGAWA Naoki
 (教育学部)

1. はじめに

本稿では、太平洋戦争或いはアジア・太平洋戦争などと呼称される、大東亜戦争に関する軍事、政治及び法制的動向を、戦争遂行の視点で大日本帝国憲法（以下、「明治憲法」という。）の条規にも照らして、考察し、併せてこれらが、現代の高等学校教育においてどのように反映されているのかを検証していく。これまで拙著の二つの論文¹⁾で、大東亜戦争の前期とその後数年間について、ポツダム宣言が、何故に「民主主義的傾向の復活」（第10条）との言辞を使っていたのかに言及してきたが、本稿は、いわばこれらの最終稿としての役割を担うことにもなる。

令和4年（2022）4月から高等学校教育の歴史科目が、大幅に改編された。本稿の検証対象にした「歴史総合」は、これまでの近現代を対象とした「日本史A」と「世界史A」を合せて取り扱っている。近隣諸外国が歴史教育に力を入れ、いわば歴史戦が展開されている中で、日本では、自らの国の歩みを学ぶことが必修ではなかった。これ自体に驚愕の念を禁じ得ないのは、筆者だけなのであろうか。しかも旧日本史Bのように通史で学ぶような場合には、近現代史の後半部分、満州事変以降或いは戦争期以降は、授業時間数が足りずに、或いは受験に余り出題されないなどの理由で、「後は自分で読んでおいてください」状態にもなっていた。したがって、今回の改編は大変意義あるものだと思う。

歴史は繰り返される。いま、新型コロナウイルス感染症の世界的パンデミック、ロシアのクリミア半島併合²⁾やウクライナ侵攻³⁾を現実としている時代の我々にとって、この言葉の重みは大きい。筆者には、例えば、前者は100年前のスペイン風邪⁴⁾の社会の対応に、

1) 中川直毅「日本国憲法制定前史としての憲政の常道の崩壊過程に関する考察」『名古屋芸術大学研究紀要』第42巻 2021年。中川直毅「日本国憲法における國体護持の意義を、鈴木内閣・東久邇宮内閣・幣原内閣の政治動向も踏まえて考察する」『名古屋芸術大学研究紀要』第43巻 2022年。

2) ロシアが、ウクライナ領土のクリミア半島を、2014年3月に主権国のウクライナ共和国からロシアの領土に一方的に編入した事件。国際連合や西側諸国による国際的な承認は得られていない。

3) ロシア連邦軍が2022年2月24日にウクライナに対して軍事侵攻を開始し、現在も抗戦中。西側諸国はロシアに対して強力な経済制裁を加えているが、中国やインドは中立的政策をとる。国連安全保障理事会は、ロシアの拒否権などにより制裁決議すら出来ずに、その機能不全が白日の下に晒されている。

4) 1918年から翌年にかけて3波に亘る世界的大流行した感染症。世界人口の3割近くが罹患し推定死者1億人。

後者はミュンヘン会談⁵⁾やヒトラーによるポーランド侵攻⁶⁾に合せて見えてしまう。これらの際の政治動向は似ているし、当時の国際連盟の機能喪失、消滅化は、現在の安全保障理事会の機能不全と類似のようにも思える。これらに鑑みても、とりわけ近現代史を振り返ることは、ヒトの営みの直近の行動でもあることから、将来を予測しリスクを回避していく上でも大切なことである。

2. 問題提起として

本稿における考察は、「歴史は繰り返される」を立脚点として、大東亜戦争の緒戦から激闘期、終戦までの間の軍事行動を中心に、その客観的事実を確認しながら、大東亜戦争の呼称の現代的意義を質しつつ、帝国議会の動向といわゆる銃後の法制、そしてアジア諸地域の状況を、明治憲法に照らして法制的作用の効き具合に関心を示して論じていく。就中、終戦時の帝国議会については、五箇月後に終戦が迫る第86回帝国議会の議事録を中心に、そして、いわゆる銃後の法制やアジア諸地域についても、注目的事実に焦点を当てて分析していく。

これらを解き明かしていくことを通じて、明治憲法が政府や議会の動向にどの様に機能していたか、ポツダム宣言の言うところの民主主義的傾向はどの程度保たれていたかについて、検証を試みていくことにする。なお、法制的作用とは、大東亜戦争下の軍事作戦と政府及び議会との関係は如何に、いわゆる東條独裁政権は本当に存在したのかを考察することで、明治憲法の機能性の存在有無を判断する要素を意味するものと考えている。

また、次世代育成の観点から、高等学校教育における戦時下の取り扱いに対しても、「歴史総合」の使用教科書の分析を通じて、その教育内容について考えていくべき点を明らかにしていく。

3. 大東亜戦争の推移

本節では、大東亜戦争の呼称を再検証しつつ、昭和16年（1941）12月8日の開戦から、昭和20年（1945）8月15日の終戦までの間、主として米国・英国に対する軍事的行動について、概観してみる。

-
- 5) ミュンヘン会談（1938年9月29日）、チェコスロバキアのズデーテン地方帰属問題解決のため、ドイツのミュンヘンで開催された国際会議。英国（チェンバレン首相）、フランス（ダラディエ首相）、イタリア（ムッソリーニ首相）、ドイツ（ヒトラー総統）による首脳会議。ドイツはズデーテン地方（ドイツ系住民多数）の帰属を主張。戦争危機の回避をしたい英仏両国首脳は、これ以上の領土要求を行わないことを条件に、当事国のチェコスロバキアは部外者扱いで、ヒトラーの要求を全面的に認めた。更なる増長を招き結果的に第二次世界大戦を引き金となる。宥和外交政策の失敗の典型とされている。
- 6) ポーランド侵攻。自由都市ダンツィヒの帰属とポーランド回廊の取り扱いについての対立が火種となり、1939年9月1日にドイツが軍事侵攻。同月17日にはソビエト連邦も東側領内から侵攻。ポーランドの同盟国の英国とフランスは其々の相互援助条約に基づき、9月3日にドイツに宣戦布告。第二次世界大戦が始まった。

3-1. 大東亜戦争の呼称

大東亜戦争の呼称について。既に、拙著論文『日本国憲法制定前史としての憲政の常道の崩壊過程に関する考察』⁷⁾で述べている処であるが、改めて検証を試みることにする。その正式決定は、開戦直後の昭和16年（1941）12月12日に、東條内閣が「今後の対米英戦は、支那事変をも含め大東亜戦争と呼称す」と閣議決定を行政上の根拠としている⁸⁾。そして、帝国議会で「大東亜戦争呼称を定めたるに伴う法律中改正法律」（以下、「大東亜戦争呼称法」という。）⁹⁾が可決され、昭和17年（1942）3月1日に施行され、各法律にある「支那事変」の呼称を「大東亜戦争」と改めているが、これが直接的な法令上の根拠である。併せて、現在の日本国憲法は明治憲法の改正であり、日本は戦前も現在も同じ日本であるとの国家としての法的連続性が認められるとする根拠は、拙著論文『日本国憲法の成立過程及び法的争点第9条に係る教育傾向に関する考察』で明らかにしている¹⁰⁾。

これらに鑑みても、当時の閣議決定と法令は当然に引き続いて有効であると考えている。しかしながら、占領中のGHQのいわゆる神道指令に基づく戦時呼称の禁止により、それを付度した政府は、大東亜戦争呼称法に基づく大東亜戦争の呼称の使用を差し控えることとし、その方針に基づき当時の文部省が次官通達で学校教育に「今次の大戦」を使用したことに起源がある。その後、朝日新聞がGHQ（連合国軍最高司令官総司令部）に擦り寄って彼らが普段使用していた「太平洋戦争」を使用するに至り世に広まり、学校教育でもこちらの呼称が教科書で公式に使用されるようになった。GHQの各種指令は、昭和27年（1952）4月に制定された、「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律」（以下、「命令等廃止法」という。）によってGHQの一連の指令は無効となっている。その時に大東亜戦争呼称法が廃止されたか否かは、戦後の混乱期で曖昧であったが、仮に廃止されていたとしても、命令等廃止法で一旦白紙にされていることから、少なくとも廃止はされておらず、法的根拠がない状態に留まっている。その面からは、「大東亜戦争」「今次の大戦」や「太平洋戦争」などと呼称しても、特段の束縛からは免れるものであろう。

しかしながら、国家の法的連続性に照らしてみれば、大東亜戦争呼称法の存在は大きく、東條内閣の閣議決定も残存しており、これを根拠に大東亜戦争を積極的に多用してい

7) 中川直毅「日本国憲法制定前史としての憲政の常道の崩壊過程に関する考察」『名古屋芸術大学研究紀要』第42巻 2021年 189頁参照

8) 閣議決定として「今後の対米英戦争及び今後情勢の推移に伴い生起することあるべき戦争は支那事変をも含め大東亜戦争と呼称す」と明記し、支那事変（日中戦争）と対米英戦争を合わせた戦争呼称として「大東亜戦争」を公式に決定し、「平時、戦時の分界時期は昭和16年12月8日午前1時30分とする」とも決められた。

9) 正式名称は「大東亜戦争呼稱ヲ定メタルニ伴フ各法律中改正法律」（法律第9号）。条文は、「勅命ヲ以テ別段ノ定ヲ為シタル場合ヲ除クノ外各法律中「支那事変」ヲ「大東亜戦争」ニ改ム。」と定めている。

10) 中川直毅「日本国憲法の成立過程及び法的争点第9条に係る教育傾向に関する考察」『名古屋芸術大学研究紀要』第41巻 2020年 166～169頁参照

くことを憚る理由は存在しないことから、本稿ではこれらの見解を以てこの呼称を使用している次第である。

3-2. 緒戦～真珠湾奇襲攻撃

(1) ハワイ真珠湾

大東亜戦争は、日本時間の昭和16年（1941）12月8日、南雲忠一海軍中將を司令官とする機動部隊¹¹⁾の空母から発進した、海軍航空隊の第一次攻撃隊による、真珠湾奇襲攻撃によって火ぶたが切られた。この作戦の意図は、太平洋の制海権確保の最大脅威となる米国太平洋艦隊のせん滅にあった。なお当該作戦は開戦時の担任区分、即ち、海軍は太平洋を主戦場とし、陸軍は中国大陸と東南アジアを主戦場とする協定に基づく初動作戦だった。

奇襲攻撃は、宣戦布告と同時に行われる予定であったが、駐米日本大使館が翻訳に手間取り、米国国務省に手交される1時間前に攻撃が開始された。これを米国のルーズベルト大統領は米国民の反日交戦意欲を高めるために利用したが、当時の国際法では宣戦布告書の手交は必ずしも必要とはされておらず、交渉の余地なしとする最後通牒の段階以降では開戦となっても容認されるとしていた。したがって、ルーズベルト大統領は卑怯とは批判しながらも国際法違反との弁は行っていなかった。

この攻撃は、二波によって行われ、米国戦艦6隻、重巡洋艦1隻などを撃沈し、戦艦や重巡洋艦や駆逐艦12隻以上を撃破する大戦果を挙げた。もっとも在泊していなかった空母を打ち損じ、重油タンクなどの港湾施設への攻撃もしなかったため、後に大きな禍を残す。

(2) 英領シンガポール

戦争遂行に必要な、蘭印の南方資源確保の脅威となる拠点の無力化を目指して、英国のアジアの最大拠点シンガポールの攻略作戦を実施。陸軍はマレー半島東部に敵前上陸を取行。また、タイ王国との日泰攻守同盟¹²⁾に基づき、タイ領のシンゴラからも上陸、南進を図っていく。英国は、シンガポールの防衛を図るため、植民地軍だけではなく本国から、陸軍と英連邦軍を増派すると共に、最新鋭戦艦プリンス・オブ・ウェールズを旗艦とする英国東洋艦隊を派遣した。しかし仏印からの日本海軍航空隊による雷爆攻撃により、同戦艦の他、戦艦レパルス他も失い壊滅してしまう。そして裸同然となったシンガポール防衛部隊は善戦したものの、昭和17年（1942）2月15日に降伏した。

(3) フィリピン方面戦

米領フィリピン（以下、地域を指す場合は「比島」という。）の攻略は、南方資源の日

11) 空母を中心とした編成で、戦略的打撃を与えることが出来る艦隊のこと。

12) 日本国とタイ王国との同盟条約。タイ王国政府は中立宣言をしていたが、日本は枢軸側の同盟国に引き入れて、タイ領経由でマレー侵攻を意図し、タイ王国のピブン政権は日本の力を借りて失地回復したいとの思惑が一致。相互の主権尊重・相互の敵国又は第三国と交戦時の相互同盟国の義務を明記。昭和16年（1941）12月21日に公布。タイ王国は日本に積極的な戦争協力姿勢を内外に示すも、後に日本が不利と見るや距離を置きだす。本同盟は昭和20年（1945）9月2日にタイ王国により破棄。

本へのシーレーンを確保し、輸送上の支障無きようにするもので、比島を完全な制圧下に置くことが急務として認識されていた。

比島防衛の米比軍は、米極東軍司令官マッカーサー大将が率いる、米軍1万2千人と旧式装備の比島植民地軍12万人（内予備役10万人）。なお、駐留する有力な米国航空兵力は、開戦当初、台湾からの日本の航空部隊による攻撃で大打撃を被り無力化されていた。

攻略部隊は、本間雅晴中将が率いる陸軍第14軍で、米軍航空基地を次々に占領しこれを活用することで完全に制空権も確保した。その後ミンダナオ島のダバオ市を占領し、続いてフィリピン自治政府¹³⁾の首都マニラにも進撃した。米軍1万5千人と比島植民地軍6万6千人の大部隊は、マニラを放棄し、コレヒドール島要塞に籠り、パターン半島を拠点として徹底抗戦の構えを見せた。日本軍は、米比軍の強力な火力と堅固な要塞に阻止され、しかも旅団規模の僅小な兵力で攻めあぐねる¹⁴⁾。そこで、香港攻略で活躍した1個師団を中心に砲兵2個連隊と歩兵3個連隊を加えた部隊を増派し、350機に及ぶ陸軍重爆撃機・海軍陸攻機も投入して大攻勢に出る。その間にマッカーサー司令官は、ルーズベルト大統領の命により豪州に脱出。残った米比軍は食糧難に悩まされて遂に持ち堪えられずに、後任のウェインライト中将は4月に全面降伏した¹⁵⁾。

(4) 英領ビルマ方面

泥沼化していた日華事変を抱えながらの大東亜戦争への突入であったが、蒋介石の中華民国がここまで抗戦できていたのは、米英による戦略的物資の絶大な援助の賜物であった。開戦前は、香港・仏印・英領ビルマからの、いわゆる援蒋ルートからの援助によるものであった。これらは日本軍の平和的駐留又は占領により次々と遮断されていき、昭和17年の時点で唯一のルートは、英領ビルマを策源地とするものだけであった。

日本軍はこれを遮断すべく、同盟国のタイ王国に駐留する第15軍をして、昭和17年（1942）1月に作戦行動を開始した。3月にビルマの首都ラングーンを占領、英国総督は逃亡し南部地域を占領。この地域に陸軍航空隊の基地を設け海路からの輸送ルートを遮断。この頃、映画等で有名となる加藤健夫中佐（戦死後少将に特進）が率いる隼戦闘機隊（第64戦隊）が活躍する。その後、更に1個師団を加えて、中・北部の攻略戦を展開。しかし、

13) フィリピン・コモンウェルスという。1935年から1946年までの政治体制。米国は、1935年施行のフィリピン独立法で、1946年の完全独立を認め、その準備段階としての暫定政府。憲法を設けて、大統領は強力な行政権を有しており、婦人参政権を認めた二院制の国会、最高裁判所も設置。1946年7月4日には米国がフィリピンの独立を承認しフィリピン共和国となる。

14) 米軍側は上陸した日本軍を6個師団と過大（実際は2個師団4万人）に見積もり、一方の日本軍は、逆に米比軍の残存兵力を2万5千人と過小評価（実際は8万人以上）していた。したがって第14軍は、主力の機械化師団の第48師団を蘭印攻略作戦に転用してしまい、弱小の第65旅団でパターン半島の攻撃を仕掛けて苦戦の要因となる。

15) マッカーサーは家族や幕僚と共に魚雷艇でミンダナオ島に行き、B17重爆撃機に乗り換えて、豪州に脱出した。なお、大統領命令は本人と家族だけであったが、幕僚も連れて脱出。これらの幕僚は後に「パターン・ボーイズ」と呼ばれ、日本の占領政策に大きく関わった。豪州到着後に新聞記者の前で「アイ・シャル・リターン」と語る。

山岳地帯・難路に阻まれ大苦勞を重ねることとなるが、5月1日に中部要衝のマンダレーを占領、8日に北部の要地ミトキーナを占領し、ビルマ全土を抑えて援蔣ビルマルート¹⁶⁾を絶ち、蒋介石の国民政府軍に大きな影響を与えて、中国の孤立感を高めることに成功した。

（5）蘭印方面

大東亜戦争は、東條英機首相が、諸葛孔明の言葉「座して死を待つよりは、出て活路を見出さん」を借りて、死中に活を求めて開戦を決意した経緯がある。そもそもこの蘭印¹⁶⁾での豊富な資源の確保が戦争遂行の絶対条件であったことから、緒戦はこの地域の確保と安定を図るべく、開戦と同時に各方面において支援作戦の行動がなされている。

蘭印作戦は、今村均陸軍中将率いる第16軍が、海軍の第11航空艦隊などの援護の下、昭和17年（1942）1月に開始された。宗主国のオランダは、米国・英国・豪州と連合国海軍としてABDA司令部¹⁷⁾を結成し迎撃するはずであったが、先述したように、比島が攻略され、シンガポールも陥落して、英国東洋艦隊は壊滅させられており、防御態勢に穴が出来た。

したがって、この時点で既に周囲の戦略上拠点¹⁸⁾は日本軍のものとなっていた。日本軍は、2月までにチモール島やセレベス島の要地を抑える。2月14日には、喉から手の出る程欲していた、スマトラ島パレンバン油田地帯を空挺部隊による降下奇襲で、オランダ軍により一部は損壊したものの確保している。日本軍はこのように周囲を固めつつ、ジャワ本島とスマトラ島攻略の足掛かりとした。オランダ軍は、ABDA 連合軍の陸上防衛の協力が困難となったため、ジャワ本島を中心に防衛することにした。

同年2月27日、ジャワ島攻略部隊を乗せた輸送船を護衛していた海軍艦艇と、スラバヤから発進してきた連合国海軍が遭遇し、開戦以来初めての艦隊戦闘が行われた。連合国海軍は、比島、シンガポールから退避してきた米・豪の艦艇と英国東洋艦隊の残存艦隊がオランダ艦隊と合流したもので、所詮は寄せ集め部隊であった。日本海軍の誇る水雷戦隊が次々とこれを撃破し、連合国海軍の旗艦撃沈、司令官ドールマン提督も戦死。後にスラバヤ沖海戦¹⁸⁾と呼ばれるもので、翌日には残敵とバタビア沖海戦も起こり、連合国海軍の艦艇14隻のうち10隻を撃沈し壊滅させた。

3月1日に日本軍はジャワ本島に敵前上陸を敢行。オランダ・米国・英国・豪州の他植民地兵を合せて8万人の防衛軍を、撃破粉碎し、5日には首都バタビア（現ジャカルタ）を占領。更に進撃中に降伏申入れがあり停戦。このようにして蘭印作戦は比較的円滑に終了した。その要因は、主力のオランダ軍に戦意が無く、現地民も離反しており、むしろ日

16) 蘭印とは、蘭領インドとも呼ばれており、オランダ領であった今のインドネシアである。

17) 米国・英国・オランダ・豪州の多国籍軍の司令部。開戦初期に西太平洋地域防衛の為に設置。最高司令官は英国のウェーヴェル陸軍大将。

18) 連合国海軍は重巡洋艦2隻、軽巡洋艦3隻、駆逐艦9隻。日本海軍は重巡洋艦2隻、軽巡洋艦2隻、駆逐艦13隻。質量、練度全てにおいて優勢であった。

本軍に協力的であったからだと考える。

3-3. 攻防～ミッドウェー海戦

(1) ミッドウェー海戦

昭和16年（1942）4月18日、小笠原方面に侵攻した米国機動部隊のドーリットル中佐が指揮する攻撃隊により、本土空襲を受けた¹⁹⁾。攻撃規模は小さく被害も軽微であったが、戦勝気分の国民に冷や水を浴びせる結果となった。日本海軍は、真珠湾攻撃で打ち洩らした米国空母群による反撃を恐れていたところに、本土南方の小笠原諸島方面から攻撃を受けた訳である。本来ならば戦線維持を図って南方資源の確保に努めるべきであったと思うが、太平洋正面の本土防備の弱点が晒され、国民の士気にも影響を及ぼしたことから、連合艦隊司令長官山本五十六大將がミッドウェー島攻略の作戦を考案。米機動部隊の跳梁を根本から断絶させること、併せて空母を誘い出して撃滅を目指す作戦であった。

日本海軍は、4つの艦隊群による大艦隊を編成。その攻撃主体である南雲中将指揮の空母4隻を擁する海軍機動部隊は、ミッドウェー島の防備機能を破壊するため、昭和17年（1942）6月5日に戦爆連合の攻撃隊を発進させた。もともと、米海軍は事前の暗号解読でこれらを察知して万全の態勢で待ち構えていた。そして先手を打ち、米空母3隻からの攻撃隊は、艦載機を発進中の日本空母に対して、急降下爆撃で襲い掛かった。空母赤城などの空母群は、防御の余裕もなく次々と撃破されその機能を喪失（後に沈没）、彼我戦力が逆転した一瞬であった。残った空母飛龍が孤軍奮闘し空母ヨークタウンを撃破したものの、開戦以来の百戦錬磨の搭乗員を多数失い、当時有していた正規空母6隻のうち作戦に参加した4隻全てを失い、日本はその工業力から見て再建不可能な程の大打撃を受けてしまった。

敗因は、緒戦の連戦連勝で米国与し易しとの気の緩みによる索敵・警戒の慎重性の欠如と、暗号解読に気づいていなかったことであつたと思われる。何れにしても、この敗戦は爾後の機動展開が制限され、且つ戦局の大きな転換を意味するものとなり、制海権の絶対性も確保できなくなった。これは、当てにしていた石油や戦略鉱物資源の南方からの輸送に重大な誤算が生じることを意味することになる。

(2) ガダルカナル島

攻勢から一転して、南方資源確保のための防御姿勢の整備の必要性が生じてきた。豪州からの反撃体制を防ぐためにも、米国と豪州の連絡遮断が必要な情勢でもあり、前線基地の要衝ラバウルから続くソロモン諸島の確保を図ることにした。

海軍は、航空基地建設の最適地と思われたガダルカナル島で飛行場建設を始めた。そし

19) ハルゼー中将指揮下の第16機動部隊の空母ホーネットから発艦した陸軍のB24陸上攻撃機16機による奇襲攻撃。完全に日本の防空監視網をかいくぐり、東京、川崎、横須賀、名古屋、四日市、神戸を低空から銃爆撃した。

て完成間近の頃、昭和17年（1942）8月7日に、米海兵隊が上陸して来て、飛行場諸共に島を占領されてしまった。米国は、豪州の脅威を取り除き、南太平洋の制空制海権を確保し、反攻の拠点とすべく狙っていたのである。海軍は、陸軍に知らせていなかったこともあり、上陸地点に艦隊を派遣して独自で排除しようと試み、艦隊同士の海戦²⁰⁾となり圧倒的に勝利したものの、肝心の輸送船の攻撃は行わず、引き揚げてしまった。

その後、上陸した米軍の戦力を甘く見た日本軍は、僅か900人の陸軍一本支隊を派遣し、実は米海兵隊1万9千人の規模に突撃することになり敢え無く全滅。更に、1個旅団4000人規模の川口支隊を派遣したが、これも大打撃を受けて壊滅。ようやく事の重大性を悟った大本営の指示もあり、米・豪連携の要衝であるポートモレスビーの侵攻作戦を中止した上で、第2師団を急遽流用して派遣し、その後も逐次投入の増援を図っていく。

しかしながら、ラバウルからの海軍戦闘機ゼロ戦のギリギリの航続距離で、制空権を確保しきれず、低速の輸送船は島の飛行基地から来襲する米軍機により次々と撃沈され、弾薬だけでなく食料も満足に送ることが出来ずに、上陸した陸軍部隊は飢餓状態となり戦力を消耗していく。夜間に高速の駆逐艦を使った輸送でなんとか凌ぎながら、第38師団などの増援部隊を逐次投入していたが、駆逐艦自体の損失も増えていく。その間に、南太平洋海戦や数度の海戦が行われ、やや優勢な戦果を挙げていたものの、日米互いに喪失、損傷を重ねて、消耗戦の様相を濃くしていった。そうなるに工業生産力で劣る日本は不利で、海空の対米比率の格差拡大が致命的となっていく。

制空権は米国の手中にあり、いつの間にか彼我の差も10倍以上。最早奪回は不可能で餓死者が悪戯に増えるだけであった。陸海軍の面子の問題もありなかなか作戦中断を決定できずにいたが、遂に、参謀本部は「転進」と称した撤退を決定することになり、困難な撤退戦を展開して、昭和18年（1943）2月7日迄に1万1千人の兵員の撤収を完了した。

これ以降、太平洋方面での日本の勝ち戦は無くなり、米軍・豪軍の反転攻勢に押しまわられていくことになる。なお米軍は、昭和18年（1943）5月にはアッツ島を奪回。日本軍は守備隊長山崎大佐以下が全滅し、初めて「玉砕」として国内発表された。

3-4. 玉砕～絶対国防圏の崩壊

(1) 絶対国防圏と相次ぐ敗退

大本営は消耗戦に巻き込まれることの不利を悟り、絶対に確保すべき範囲を決めて、戦力の有効配置と戦備強化を図るべく、昭和18年（1943）9月に「絶対国防圏」²¹⁾を設定して戦略体制を整えた。

20) 第一次ソロモン海戦。三川軍一中将指揮の第八艦隊（重巡洋艦5、軽巡洋艦2、駆逐艦1）が、米国・豪州海軍の司令官戦死、重巡洋艦4隻撃沈、重巡洋艦1隻と駆逐艦2隻を大破と圧倒した。

21) 劣勢となった日本が、本土防衛上及び戦争継続の為に必要不可欠な領土・地点として重点防衛を命じた地域。

もっとも、その実現及び領域の維持は、攻撃力も防御も補給線も戦略思想も、シーレーン防衛能力からしても、既にとてつもなく広範囲が戦場化してしまっており、事実上は不可能と目されるものであった。その間にも、米軍の中部太平洋での反攻作戦は本格化しており、11月にギルバード諸島のトラワ島とマキン島が全滅し、ソロモン諸島やニューギニアでも日本軍は駆逐されていく。昭和19年（1944）2月1日には南洋委任統治領²²⁾のマーシャル群島も占領された。2月17日には、「日本の真珠湾」²³⁾と称されていたトラック島が大空襲を受け、陸上で270機以上が破壊され、停泊中の多数の補助艦艇が沈没、燃料タンクも炎上させられ、基地機能は喪失した²⁴⁾。この方面での海軍の戦闘力は皆無となり、制海権も制空権も持ち得ず、絶対国防圏内での防衛体制は崩れ去り、反面ラバウルなどが後方に取り残され孤立した²⁵⁾。

(2) サイパン島陥落

昭和19年（1944）4月の時点で、大本営はマリアナ諸島防備を過信していた上に、米軍はニューギニアや比島方面に來攻すると踏んでいた。しかしながら、その裏をかくように、米海軍機動部隊は、6月11日にサイパン、テナアン、グアムの三島に激烈な空襲を加え、航空基地や港湾施設を破壊し尽くし、遂に15日にはサイパン島に艦砲射撃を加えて上陸作戦を敢行してきた。サイパン島の防備は整っておらず、2月に名古屋第47師団が派遣されたばかりで未だに陣地構築中の状態であった。

連合艦隊は、救援と空母決戦を目論んで予てから研究していた「あ号作戦」を発動した。海軍史上最大規模の機動部隊（空母3隻、軽空母6隻、戦艦7隻以下73隻、艦載機450機）が編成されたが、同島を取り巻く米機動部隊（正規空母7隻、軽空母8隻、戦艦7隻以下93隻、艦載機900機）の戦力よりは見劣りしていた。日本海軍は不利な戦力をアウトレンジ戦法²⁶⁾で戦い抜こうと考えたが、結局は、米軍の新兵器の高射砲弾と防空レーダーシステム、そして何よりも航空機搭乗員の練度不足が祟り、その殆どが撃墜され、マリアナの七面鳥墜としなどと揶揄されてしまった。この海戦はマリアナ沖海戦と呼ばれており、以後、海軍は母艦航空機の搭乗員の錬成は頓挫し、空母を中心とする機動力を喪失してしまう。

22) 国際連盟は、当時常任理事国の日本に対して、ベルサイユ条約でドイツが放棄した南洋群島の委任統治をC式統治で認めた。受任国が自国の一部として扱うことができるが領土ではない為、明治憲法や内地法は適用除外で立法も法律ではなく勅令で行われた。また、従来の住民への国籍付与は禁止され、完全併合はできない仕組であった。行政組織はパラオ島に南洋庁が置かれ、サイパン、ヤップ、トラック、ポナペ、ヤルトに支庁があった。最大人口は13万人（内日本人7万人）。

23) 「東洋のジブラルタル」とも呼ばれていた海軍連合艦隊の一大根拠地。

24) トラック島は拠点機能を喪失し戦略的価値も無くなる。日本は絶対国防圏から外し、米軍は無視して占領せず素通りする。

25) 昭和19年（1944）2月2日に銃後にその名を馳せたラバウル航空隊は、残存の稼働機50機を撤退し、その幕を閉じた。ソロモン諸島及びその周辺での損失機数は陸海軍機合せて8000機を超えた。

26) 敵の火砲や航空機の航続距離など相手の射程外から一方的に攻撃を仕掛ける戦術のこと。本作戦は小沢長官が考案。

孤立無援となったサイパン島守備隊は、徐々に島の北部に追い込まれ、遂に7月5日には訣別電報²⁷⁾を発し万歳突撃をして全滅。在留邦人も1万人以上の多数が犠牲となった。その後8月3日にテニアン島が、同月11日にはグアム島が陥落している²⁸⁾。これらにより、米軍は長距離重爆撃機B29²⁹⁾の航続距離範囲内となった日本本土の空襲が可能となり、併せてマリアナ諸島以東の日本軍守備地域の孤立化に成功した。

(3) インパール作戦

太平洋戦線で攻防が続いていた頃のビルマは平穏が保たれていた。ビルマから駆逐された英国軍は、昭和19年初頭には態勢を立て直し、ビルマ領内への反攻機会を伺っていた。また、インド国内からの新しい自動車道の援蔣ルート³⁰⁾も整備し、ヒマラヤ山脈超えの危険な空路から切り替えて蒋介石政府の支援を活発化させていた。

ビルマ駐屯の方面軍は、援蔣ルートの遮断とビルマ攻撃的防御の軍事目的に、チャンドラ・ボース³¹⁾のインド独立支援による、英国勢力を駆逐するとの政治目的も加えて、英領インド北東部の要衝インパール攻略を目指す作戦が立案された。当初は大本営も峻険な山岳地帯での輸送の困難性などを理由に反対姿勢であったが、第15軍司令官の牟田口廉也中将の強硬な主張で遂に決行が許諾され、昭和19年（1944）3月に実行された。このインパール作戦は、現在では「無謀な作戦」の代名詞として引用され、作戦を批判する師団長の解任などもあり大失敗の作戦で、とりわけは雨季の中の撤退行は、食糧なし医薬品なしの悲惨なもので「史上最悪の作戦」であった。

参加兵力は、第15軍の3個師団5万人³²⁾を中核に、軍直轄部隊3万6千人や補充部隊も含めて総兵力9万人が投入され、チンドウィン河を渡ってインド領内に入ったが、戻ってこられたのは6万人。なんと3万人が戦病死したことになるが、帰還者も2万人が傷病兵で残りも殆どが栄養失調者であった。なお、ボース率いるインド国民軍6千人も日本軍に協力してこの作戦に参加している。

このインパール作戦で戦力を消耗したビルマ駐留の日本軍は、北部ビルマを守備する部隊の勇戦奮闘はあったものの³³⁾、全土を防衛する力を失い、ビルマ国民軍の反乱などもあり、英軍の攻勢に敗走を繰り返すことになる。昭和20年（1945）に入ると南部ビルマも

27) 「我等玉砕を以て太平洋の防波堤たらんとする」と打電の後、陸海軍首脳は自決した。

28) 日本軍守備隊は陸海軍合せて、サイパン島3万人、テニアン島8千人、グアム島1万9千人。

29) 戦略爆撃機。機体全幅43m全長30m、航続距離5600km、航空高度12000m、最高速度644キロ、爆弾搭載量9トン。レーダー航法・レーダー防御射撃や与圧装置を備え、冷暖房も完備していた。

30) 英領インドのアッサム州レドから中国昆明までの新自動車道路「レド公路」のこと。昭和20年（1945）1月に開通。

31) スバス・チャンドラ・ボース（1897～1945）。インドの独立運動家、インド国民会議派議長、自由インド仮政府国家主席・インド国民軍最高司令官。日本の敗戦によりインド独立が頓挫したが、引き続きソ連で独立運動を行おうと日本の重爆撃機で移動中、昭和20年（1945）8月15日、立ち寄った台湾の台北飛行場で事故死。

32) 第15軍（司令官・牟田口廉也陸軍中将）で、第15師団、第31師団、第33師団にて編成。

33) ミトキーナの戦い。ビルマ北部の要衝ミトキーナ及び周辺地域での、日本軍と米軍・蒋介石国民軍の連合軍との戦闘。

支えきれなくなり、首都ランゲーンも陥落し、ビルマの日本軍はほぼ壊滅状態となった。

3-5. 死闘～最終局面の戦い

(1) 比島攻防戦

マッカーサーは、比島に再び戻るとの宣言に拘っていた。米国統合参謀本部は、孤立した要衝ラバウル、機能不全に陥ったトラック島を素通りしてマリアナ諸島を陥れ、そこを拠点として日本本土の空襲、海上輸送路の遮断を図って、継戦能力の喪失を目論んでいた。しかしながら、マッカーサーの強弁捻じ込みにより、最終的にはルーズベルト大統領の決断で、ハルゼー海軍大將がマリアナ諸島を突き、マッカーサー陸軍大將はフィリピン全土の解放を目指して進むことになった。

この頃の大本営は、工業力は歯が立たないことからジリ貧に至る消耗戦になることを回避せんとして、何とか短期決戦での決着を望んでいた。そこで米軍の来攻を待ち構えて決戦を挑むべく、昭和19年(1944)7月に捷号作戦(1号～4号)³⁴⁾を立案し、各方面の防備を強化することとし、とりわけ比島方面の警戒を厳にしていた。

昭和19年(1944)10月20日、米軍はフィリピンを奪還するべく、先ずはここに航空機基地を置くと比島全土の制空権を有利に確保できることになるレイテ島に6万人が上陸、迎え撃つは京都第16師団の1万3千人。ここに比島攻防戦の火ぶたが切られた。連合艦隊は、上陸部隊を撃破すべく、栗田艦隊³⁵⁾を中核とした当時集められる海上戦闘艦のほぼ全てを投入して、攻撃を仕掛けた。同時に本土から出撃した残存空母4隻(搭載機は僅かに104機)を主力とする小沢機動部隊³⁶⁾が、上陸部隊を掩護する強力なハルゼー機動部隊を北方に引き寄せる囮部隊の任に当たった。小沢機動部隊は微弱ではあったが、偽電や誘い出し攻撃で巧みに北方への誘い出しに成功し、レイテ湾で上陸中の米軍輸送艦隊は丸裸な状態となった。もっとも、栗田艦隊は、それまでに米軍の空襲や潜水艦攻撃などにより、戦艦武蔵など多数の主力艦を失うなどの損害を出していた。その上で米海軍の護衛空母部隊と遭遇し砲撃戦を交えて、情報も錯綜していたことから、栗田長官は、レイテ湾の状況が把握できず、これ以上の損害を被ることを危惧して撤退することにした³⁷⁾。これら全てを合わせてレイテ沖海戦と呼ばれているが、日本軍の作戦意図は頓挫した。

そもそもルソン本島で決戦を挑むべしとしていた、山下奉文大將を総司令官とする陸軍

34) 捷号1号：比島方面、捷号2号：台湾及び南西諸島(主に沖縄)、捷号3号：本土、捷号4号：北東方面(千島・樺太・北海道)として敵の来攻地域を想定。

35) 第1遊撃部隊の栗田艦隊は戦艦大和、武蔵、長門を含む5隻、重巡洋艦10隻、軽巡洋艦2隻、駆逐艦15隻。他に別働隊として西村艦隊(旧式戦艦2隻、重巡洋艦1隻、駆逐艦4隻)、第2遊撃部隊の志摩艦隊(重巡洋艦2隻、軽巡洋艦1隻、駆逐艦4隻)。合計46隻がレイテ湾に向け進撃。

36) 多号作戦。レイテ島戦力増備を目的とした第1次から第9次のオルモック輸送作戦。昭和19年(1944)10月に開始され12月に打ち切られた。この間に増援として第1師団、第26師団、優秀装備の第68旅団や第102師団などの一部が逐次投入されたが、多数の海軍艦艇や貴重な輸送船も喪失。

37) 栗田長官の真意は今もって不明であるが、多数の兵士の命が救われたことは確かであった。

第14方面軍であったが、指揮外にあった海軍や航空部隊、或いは大本営の意図により、意思統一が出来ず、結局はレイテ島への戦力の逐次投入が行われてしまった。陸海軍とも善戦はしたものの、絶望的な消耗戦となり大きな損害を出し、最終的にはレイテ島からの撤退、自活攻防に至った³⁸⁾。

昭和20年（1945）1月9日、米軍がリングエン湾に上陸。ルソン島防衛の日本軍は、山下大将直卒の主力の防衛集団（尚武集団、15万人）がルソン島北部に布陣。首都マニラ付近には、横山中将指揮の第41軍主力の振武集団（陸海軍8万人）、クラーク飛行場群のある平野には、塚田中将率いる航空関係者や後方部隊などを寄せ集めた3万人を建武集団と称して守備させた³⁹⁾。米軍の先陣20万人（その後45万人）が上陸するリングエン湾では、第23師団や戦車第3旅団が進出して水際決戦を挑んだ。この頃から陸海軍機による特攻が開始される。

しかしながら、海上は米海軍艦艇に埋め尽くされ、制空権も完全に握られ、本土との輸送も断絶した状況下で、大兵力とその大物量に押されて後退に継ぐ後退を余儀なくされていく。より具体的には、先ずは湾岸地区の防衛は徹底的な艦砲射撃と空爆を受け壊滅。その後、クラーク基地周辺の雑多部隊の建武集団は指揮統率できず、各個打破されてしまい四散霧消した。また、指揮命令権が及び難い海軍陸戦隊が必死のマニラ防衛を果たしたことから、結局は、米軍との市街戦となり街は壊滅し、よく奮闘したものの平原での戦車部隊の全滅など緒戦で敗退。その後は北部山中での持久戦となったが、保有弾薬や医薬品は限られ、飢餓に見舞われて、そこに比島ゲリラの頻発な襲撃も加わり悲惨さを増して戦力を消耗していく。このような形で終戦まで在地したものの、最早抵抗勢力ではなくなっており、終戦時にやっと山下大将は米軍に降伏した。

（2）沖縄戦

米軍は台湾を素通りし、硫黄島と沖縄の占領を目指してきた。この戦略目的は、日本本土を有効に空爆できる飛行場の建設にあり、併せてこれらの島の先にある、関東平野と南九州地方への上陸作戦も視野にあった。

昭和20年（1945）2月10日に米軍は海兵隊7万5千人で硫黄島に上陸作戦を敢行。守備するのは、栗林忠道中将を司令官とする小笠原兵团⁴⁰⁾の陸海軍合せて2万2千人。予め全島に堅固な地下陣地を張り巡らしての戦いが功を奏して1箇月以上善戦。然るに増援も

38) レイテ島の日本軍兵力7万6千人（当初配置2万6千人、増援5万人）のうち、終戦時の残存兵力は僅かに1700人。

39) 尚武集団：第10師団、第19師団、第23師団、警備を任務とする第103師団、第105師団や独立混成第58旅団など。そして虎の子の戦車第2師団。振武集団：ルソン島南部の布陣していた第8師団、第81旅団、海軍マニラ防衛隊（陸戦隊）など。

40) 硫黄島を守備するのは小笠原兵团（第109師団が中核）に、歩兵第145連隊や戦車第26連隊、重砲兵第9連隊など。戦車連隊長の西竹一中佐（男爵）は、ロサンゼルスオリンピック乗馬の金メダリストで米国にも多くの友人がおり、その戦死は日米の関係者を悲観させた。米軍も戦車隊の命を救うべく幾度も投稿勧告した。父島や母島の駐屯兵团部隊は戦争終結時まで健在。

補給もなく、弾薬、糧食も尽き、とりわけ飲料水の欠乏は絶望的となった。遂に力及ばず、最後は栗林中将らが突撃し、玉砕、占領された。なお米軍は2万5千人近い死傷者を出して、人的損害は太平洋戦で最悪となった。

米軍は、硫黄島に戦闘機用の飛行場を設けた。サイパン島やテナアン島から日本本土を空爆するB29爆撃機を護衛する戦闘機基地としたのである。また、被弾したB29爆撃機の緊急避難の場所にも利用した。

昭和20年（1945）4月1日に、米軍は、内地行政府のある沖縄本島に上陸して来た。その規模は開戦以来の最大規模で兵員数は45万2千人、艦船1317隻、艦載機1727機。迎え撃つは、沖縄守備の陸軍第32軍の6万9千人と、海軍根拠地隊8千人であった⁴¹⁾。

日本軍は、米軍が沖縄の飛行場を使用する前に、陸・海・空一体となった「菊水作戦」で総攻撃を仕掛けた。南九州から特攻機355機を含む陸海攻撃機700機が沖縄海域の米艦船を急襲し、駆逐艦3隻撃沈、戦艦ほか29隻に損害を与えたが、出撃機数の8割超を失った。連合艦隊は、戦艦大和以下10隻の海上特攻隊を送り込んだが、途中で米艦載機300機以上の攻撃に合い、戦艦大和、軽巡洋艦の矢矧などを失い撤退。これが連合艦隊最後の進撃となった。また、義烈空挺隊が米軍支配下の沖縄の飛行場に強行着陸する義号作戦を敢行し、駐機中の戦闘機などを炎上させたが戦況には全く影響なかった。しかし結果的には、「地上部隊は、総反攻には出ず持久戦としたことから、菊水作戦はチグハグになり、戦果は中途半端なもの」⁴²⁾となった。その第32軍も、戦力は日々漸減していたことから、果敢に出撃し局面打開を図ることに方針変換した。5月3日には開戦以来の最大砲数を揃えた第5砲兵団の援護射撃の下、歩兵部隊や船舶工兵部隊が総攻撃を開始した⁴³⁾。しかし結局は失敗し戦力は半減以下となり県都首里市を放棄せざるを得なくなった。軍司令部は、本島最南端の摩文仁へ後退し持久戦とすることにした。

沖縄県民は、上陸前に内地疎開や本島北部への避難を勧告されていたが、なかなか進まず、多くはそのまま在島し、洞窟などの多い本島南部へも多数が避難していた。その間に県民男子は17歳から45歳までが国民義勇隊として、中学生や女学生も看護や後方勤務に就いて戦闘に参加していた。このようなことから、軍の摩文仁への後退は、避難している住民や後方勤務の女学生などを直接戦闘に巻き込むこととなり、悲惨苛酷な事態となった⁴⁴⁾。

41) 第32軍の司令官は牛島満陸軍中将、参謀長は勇猛果敢な長勇陸軍少将、高級参謀は陸軍随一の俊英たる八原博通陸軍大佐。配下部隊は、沖縄本島に第24師団、第62師団、独立混成第44旅団、第5砲兵団など。宮古島などに第28師団。海軍は、陸戦の大家の太田實海軍少将が司令官。しかし海軍陸戦隊の殆どは後方勤務の混成部隊、小録半島に展開。

42) 木田道太郎『新講昭和史』啓文社 1992年 307頁引用

43) 5月3日夜に温存していた砲兵隊は5000発の開戦以来最大規模の砲撃を開始。その支援下で第24師団と戦車第27連隊などが進撃し普天間付近までの戦線回復を図った。船舶工兵第23連隊なども米軍の背後に逆上陸を試みるなど各地で奮戦。しかし結局は制空権を握られ物量に圧倒されて敗退。

44) 今もこの地に残る「ひめゆりの塔」や「健児の塔」はこれらを物語る碑でもある。

6月中旬頃には日本軍は組織的戦闘力を完全に喪失。6月23日には司令部首脳が自決し沖縄戦は終了した。なお、沖縄県最後の知事として赴任していた島田叡知事⁴⁵⁾は、最後まで職務を全うして南部海岸で行方を絶っている。沖縄の守備隊と義勇隊を合わせた戦死者10万人、沖縄県民の犠牲者も10万人に達している。

3-6. 終戦～本土空襲と都市の壊滅

本土防空体制は、昭和17年春のドーリットル空襲以降に、陸軍が防空組織を整備し始めていた。この頃から対空監視部隊は、国内では陸軍が先行して電波兵器の開発を急いでいたことから、対空レーダー（警戒機）として電波警戒機甲の本格設置が開始されており、ある程度は整備されていた⁴⁶⁾。また、迎撃態勢についても南関東を中心に防空戦闘機を、東京・名古屋・大阪・小倉を中心に高射砲部隊を増強し配置していた。

昭和20年（1945）3月10日に、米空軍B29爆撃機は334機の大編隊で、帝都東京に夜間無差別空襲を行い甚大なる被害をもたらした。更に3月12日の名古屋大空襲、3月14日の大阪大空襲と、日本の中枢都市が壊滅的打撃を被る事態となる。その後も大都市は何度も空襲を受け殆どが焼塵化し、大都市で被災していないのは京都市ぐらいのもであった。地方も大垣市や豊橋市などは3分の2を焼き尽くされ、岡山市や大垣市も国宝の城諸共に市内の半数が焼けてしまうなどの被害を受けた。浜松市、宮古市や室蘭市などは米艦隊の艦砲射撃を受けるまでに至った。当に日本本土はB29爆撃機による戦略的空爆に成す術もなく、その国家的機能を著しく減滅させ、本土防衛を備えようにも資材等だけでなく食料も尽きてしまう程であった。

そして、昭和20年（1945）8月8日に、ソ連は、日ソ中立条約の期限を1年残しているにも関わらず、突如対日宣戦布告をして、満州や樺太になだれ込んできた。そして8月6日と9日の広島市と長崎市への原爆投下とも相まって、日本は降伏の他に選ぶ道を失い、昭和天皇のご聖断によりポツダム宣言を条件付きで受諾し、8月15日に「終戦の詔勅」が玉音放送としてラジオで全国民に流され、大東亜戦争は終結した。

3-7. ご聖断と副署

玉音放送で流された終戦の詔書⁴⁷⁾の法的根拠はそれだけでは弱く、拙著書でもこの詔書

45) 島田叡（1901～1945）。沖縄県最後の官選知事。最後まで使命を全うした知事として現代に至るまで賞賛されている。最終段階の6月下旬に南部海岸線での目撃を最後に行方不明。田村洋三が『沖縄の島守』（中公文庫）でその生涯を描いている。

46) 電波警戒機甲は、本土防空用だけでも70台を設置。後に新式の警戒機乙も開発され、昭和18年（1943）に入ると、帝都防空の任に当たる東部軍管轄の沿岸部に最優先で順次配備。海軍の探信儀はこの頃に配備が進む。もっとも、陸海軍のこれらの対空用レーダーは真空管の欠陥による故障が多かった。

47) 昭和20年（1945）8月14日の御前会議で、ポツダム宣言の受諾が決定し同宣言受諾に関する詔書が発布され、鈴木貫太郎内閣の各国務大臣が署名している。翌15日正午、いわゆる「玉音放送」が行われた後、「聖断既による」との内閣告諭が読み上げられた。出典：国立公文書館ホームページより

は、「内閣総理大臣以下の閣僚の副署がなければ成立しないとされる立憲君主制に基づく法的慣行が成立していたことから、仮に当時徹底抗戦を主張していた陸軍大臣が閣僚を辞任していれば閣内不統一で内閣は総辞職となり、ご聖断は天皇自らの個人的な発言に留まるという事態も予測できることでした。何れにしても、この事態の急展開によって、日本は完全なる破局の瀬戸際から救われることになりました」⁴⁸⁾と説明しているように、明治憲法第55条第2項に基づく手続きを法的慣行として厳格に採用されている。

この法的根拠は、明治憲法第4条が「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬」と天皇主権を明確化した上で、「憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」としている。そして第3条では「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と、欧州の立憲君主国の条規を模した、君主無答責原則を導入して、天皇に政治的責任を負わせないこととしている。これを第55条で「国務各大臣ハ天皇を補弼シ其ノ責めに任ス」により国務大臣に責任を負わせ、同条2項で、「凡テ法律勅令其ノ他国務ニ関ル詔勅ハ国務大臣ノ副署ヲ要ス」として連带的政務の遂行を保証する処にある。

4. 大東亜会議とアジア諸国の終局的な政治動静

大東亜会議では、欧米列強の植民地からの解放や、人種差別の禁止などを議論し、共同宣言としているが、大東亜会議に列席した各国はどのような事情を抱え、どの様に日本と関わっていたのであろうか。出席国の内、タイ王国、フィリピン共和国、ビルマ国、そして参加国ではないが、中立地域でもあったフランス国の仏印ベトナム（フランス領インドシナのことを、本節では以下同様に呼称）を取り上げて、その実相を検証してみる。

4-1. 大東亜会議

(1) 昭和17年（1942）2月17日の内閣情報局の発表において、大東亜戦争と呼称するとされたが、この際に戦争目的はアジア諸国における欧米の植民地支配の打倒を目指すものとしたことから、「大東亜新秩序形成」と「自存自衛」⁴⁹⁾の目的の為の聖戦とされた。そして後に「欧米白人支配からの解放」とも加えている。

明治憲法の定める国務と統帥の事実上の分離状態が、「首相の耳にも軍の作戦内容や戦勢・戦況が詳しく入ってこない」ことが少なからず影響して、東條首相は、大東亜戦争開戦前の有利な情勢で講和を図ろうとの意図を忘れ去られたかの如く、その完遂に盲進していた。

48) 中川直毅『精選日本国憲法論14講』三恵社 2020年 31頁引用

49) 庄司先生の見解によると、「戦争目的はアジア諸国における欧米の植民地支配の打倒を目指すものであると規定した。しかし、日本の戦争目的については、「自存自衛」とするもの、また「自存自衛」「大東亜新秩序形成」の二本立て、また「大東亜新秩序形成」のみが戦争目的とするもの間で当時見解が分かれていた。」としている。庄司純一郎「日本における戦争呼称に関する問題の一考察」『防衛研究所紀要』第13巻第3号 2011年 46頁引用

しかしながらその東條首相も、昭和18年に入ると、「明らかに『戦勢我に非ず』と見ていた」⁵⁰⁾。そしてその情勢挽回策は、我が国に与する、即ち中華民国（南京政府）その他のアジア諸国（当時は大東亜諸民族と呼んでいた）に及ぼすべき重大な措置を以て、即ち日本との連帯と独立付与による政治外交の展開により行えると踏んでいた。

(2) この情勢判断の上で、重光葵外相⁵¹⁾の「和平や戦後構想にむけて、長年欧米諸国の植民地として搾取されていた各国の独立構想」⁵²⁾とも結合して、大東亜政略指導大綱に基づき、昭和18年（1943）11月5日に大東亜会議⁵³⁾が東京で開催された。もともと、東條首相は、南方占領地域での民心掌握を第一と考えていたが、重光葵外相は、和平や戦後構想を意識して英米蘭の植民地として搾取されていた各国を独り立ちさせようとの構想で、必ずしも政府内での意思統一はされていない。

参加国は、既に独立国であったタイ王国、中華民国（南京政府）、満州国の他にも、政策要綱に従って会議開催の前に独立が承認された、ビルマ国（8月1日）、フィリピン共和国（10月14日）が参加。インド国民政府もオブザーバーとして参加し、各国の国政最高責任者が招請された。また、重光外相が二重行政として反対していた大東亜省も11月1日に設置された。この会議は、「近代史上最初の有色人種のみにより行われた首脳会議で、植民地の宗主国の主従関係に捉われるものではなく、平等に和やかに進められていた」⁵⁴⁾との評価もある。最終日には、大東亜宣言が発せられている。この宣言では、「人種差別をなくし亜細亜の国々が互いに自主独立を尊重し対等な立場での協力を宣言」している。この有色人種の差別禁止の理念は国連憲章に活かされている。

なお、この宣言を巡っては各国演説中に、タイ王国のワンワイ・タヤコーン親王が、「宣言案への事前の申入れが拒否されたことを婉曲に批判しているとも読める」⁵⁵⁾、修正提案に関する批判的発言があり、フィリピン共和国のホセ・ラウレル大統領からも「大東亜宣言の理念の普遍性に着目し、それを逆手にとって日本の盟主論的地位を否定」⁵⁶⁾する発言があるなど、ある程度の議論も交えた、緊張感を伴った国際会議であった⁵⁷⁾。

50) 若林幹夫編『敗戦必至・断末魔の日本をどうするV』近現代史学習資料刊行会 2022年 17頁引用

51) 重光葵（1887～1957）。外交官、東條内閣、小磯内閣、東久邇内閣そして第1次～第3次鳩山内閣で外務大臣。

52) 波多野澄雄「重光葵と大東亜共同宣言」日本国際政治学会編『国際政治』第109号 1995年 38～53頁参照

53) 主要出席者。日本：東條首相、重光外相。中華民国南京政府：汪兆銘行政院長、外交部部長。タイ王国：ワンワイ・タヤコーン親王（首相代理）。満洲国：張景恵國務総理大臣、外交部大臣、特命全権大使。フィリピン共和国：ラウレル大統領、外務大臣。ビルマ国：パー・モウ首相、特命全権大使。インド仮政府：チャンドラ・ボース（首班）、インド国民軍参謀長。なお、第2回目は、戦局悪化で首脳の来日は困難となり、昭和20年（1945）5月、駐日特命全権大使や駐日代表で大東亜大使会議を代替開催。

54) 深田祐介『大東亜会議の真実』PHP 研究所（PHP 新書）2004年 25頁引用

55) 波多野澄雄『太平洋戦争とアジア外交』東京大学出版 1996年 174頁引用

56) 波多野澄雄『太平洋戦争とアジア外交』東京大学出版 1996年 175頁引用

57) ラウレル大統領は、他にもインドネシアの不参加に不満を述べるなどしている。

4-2. アジアの諸国

昭和20年（1945）前半の情勢を次のアジア諸国・諸地域を中心に検証してみる。昭和17年（1942）11月に大東亜省⁵⁸⁾を発足させて、占領地域を大東亜共栄圏諸国として、これらの外交を管理も含めて他の外国とは別扱いとして、外務省管轄から外して担当させた。これらの地域は、大東亜戦争の遂行において占領された地域又は同盟国である。「欧米白人支配からの解放」として大東亜戦争を東南アジア植民地の欧米白人支配からの解放として内外に示している。

(1) タイ王国

この地域において、開戦時における唯一の独立国で軍備⁵⁹⁾も揃えていた。開戦と同時に日本軍に領内通過協定を締結し進駐を認める。日泰攻守同盟⁶⁰⁾も締結し、ビルマ戦などで兵站や輸送で積極的に協力し⁶¹⁾、仏印領となっていた失地も回復した。昭和17年1月に英軍が首都バンコクを爆撃したのを機に、英米に宣戦布告し枢軸国となる。

ところがピブン首相⁶²⁾は、日本の提唱する大東亜共栄圏に昭和18年の前半位までは協力的であったが、英米と戦争状態に入ってから様子が変化が起る。諸外国からの貿易が封鎖され、物資不足に伴う物価の急騰により経済状況が急速に悪化し、国民感情が険悪になっていたことが背景にある。この点を重く見た東條首相は、昭和18年（1943）バンコクを訪問し占領地の併合提案を行い懐柔しようとしたがピブン首相の反応は冷淡で芳しい結果とはならなかった⁶³⁾。

そして日本が苦戦しだすと、日本と距離を置きながら、秘かに英米と誼を通じた二重外交⁶⁴⁾を巧みに展開し、先述の大東亜会議にも全権委任状を持たない王族を代表団として送り込んでいる。もっとも日本の敗色濃厚となった時点でも、日本軍は第18方面軍（11万人）の無傷の兵力が駐屯しており、タイ国軍の力は弱体で、英米との単独講和や駐留日本軍への蜂起などの力は無くずるずると日本の敗戦を迎えてしまう⁶⁵⁾。

58) 大東亜省は、拓務省と他省庁（興亜院、対満事務局、外務省東亜局及び南洋局）を一元化したもの。東郷茂徳外相は「二元外交」につながるとして設置に猛反対。終戦に伴い昭和20年8月26日に廃止。なお、外地勤務の大東亜省職員が、連合軍から外務省職員でないことを理由に外交官特権が認められず現地捕虜収容所に収容されるなど復員時に混乱が生じた。

59) 1930年代から、軽戦車や戦闘機、軽爆撃機や戦闘艦艇など日本の兵器を購入していた。また、操縦訓練や機体整備などの教育の為幹部将校を日本に留学させていた。戦時中はタイ王国空軍の主力は一式戦闘機（隼戦闘機）であった。

60) 「日泰共同作戦に関する協定」という秘密協定も存在した。日本軍がタイ国軍と協同作戦する際は、タイ国軍が駐留日本軍に施設や資材を提供する。第3条には「日本軍とタイ国軍が協同でタイ国外に進行して作戦することあり」とも記載。

61) 山崎雅弘『太平洋戦争秘史』朝日新聞出版（朝日新書）221頁引用

62) ピブン（1897～1964）。軍人・政治家。1938年首相に就任し、国名をシャムからタイ王国に改める。日泰攻守同盟を締結し連合軍に宣戦布告するも、巧みな外交で、タイ王国の責任は問われることなく敗戦国とはならなかった。戦後も首相に返り咲き長年その地位にいたが最終的に国外に居住せざるを得なくなった。

63) 山崎雅弘『太平洋戦争秘史』朝日新聞出版（朝日新書）229頁参照

64) 摂政プリーディー・パノムヨンの「自由タイ運動」によるもの。

65) 山崎雅弘『太平洋戦争秘史』朝日新聞出版（朝日新書）231頁参照

しかしながら、軍事の敗北は外交で取り返すべく、天皇の玉音放送の翌日には、緊急国会を招集して平和宣言を行い、「対英米宣戦布告は日本軍に強制されたもので無効」と決議する。米国には事前にこれらの動きを連絡しており、戦後の政治的重要性と戦時下の米国に通じた反日運動への理解も得て、渋る英国は説得され、1940年以降に獲得した領地の返還を条件に、英米と講和条約を締結することになる。そして、タイ王国は対枢軸国の戦勝国の集まり、連合国たる国際連合への加盟が認められ、当然に敵国条項の対象にもならなかった。日本の同盟国でありながら、終戦と同時に戦勝国に衣替えしたことになる。

（2）フィリピン共和国

米領であった比島は1935年に独立が約束されており、独立準備委員会も機能していた。日本は比島占領後に軍政統治を開始。確立した統治能力を有していた独立準備委員会の統治機構がそのまま使われて、比島行政府として衣替えした。米国に脱出せずに残留した同委員会の閣僚がそのまま役職に就くことになった。

日本は、昭和18年（1943）5月の御前会議で独立を認め、同年10月にフィリピン共和国として独立した。日本の留学経験もあり親日派のホセ・ラウレルが大統領に就任。大統領自体がそもそも「日本人の社会的奉仕や自己犠牲の精神がフィリピン人に欠けている美德」として尊敬していたこともあり、日本軍は、ラウレル比島政府に期待していた。同政府は、日本の精神文化に基づく国民教化活動の統括組織「カリバビ（新生比島奉仕団）」を創設し、アキノ内務長官⁶⁶⁾を総裁とした。また、従来の英語教育に代わるものを日本語とタガログ語とし、滅私奉公を美德とする道德教育にも力を入れ、隣組制度も導入した。日本軍も民心掌握のため、米比戦争時代の英雄でアギナルド将軍を老齢ながらも引っ張り出して宣撫活動に努めていた。

しかしながら、進駐日本軍の国民生活への過度な介入が横柄な態度⁶⁷⁾と映り反発を招き、日本軍が介入しての農業政策の失敗⁶⁸⁾や軍票の無計画な乱発はハイパーインフレを招き生活環境⁶⁹⁾は悪化の一途を辿り、ラウレル比島政府の人気は地に堕ち、大統領暗殺未遂事件まで発生してしまう。国内の治安も悪く、米国の援助を受けた反日ゲリラ組織や共産系ゲリラが活発に活動していた。そこで、日本軍から武器供与や訓練指導の協力を得て、昭和19年（1944）12月には親日義勇隊マカピリを設立し、反日勢力に対抗したことから戦闘が行われ、状況は益々悪化の一途を辿っていく。

66) 1983年8月21日にマニラ国際空港で暗殺された同名のアキノ大統領候補。その妻がアキノ大統領。

67) 日本軍人の「平手打ち」は日常的な教育的指導に過ぎなかったが、フィリピン文化では「相手に対する最大限の侮辱」であり、言語だけの意思疎通を更に困難にし、怒りと怨みの感情が積もって行ったと考える。

68) 戦前のフィリピンの経済体制は、輸出入の8割を米国に依存していたことから、それが断絶すると瞬く間に経済システムは崩壊。また、最大の輸出品が砂糖であったが、日本は既に南洋群島や台湾でこれらが確保されていたことから、砂糖から綿花、小麦などへの農地転換を強制的に行ったものの、気候風土に合わず不作が続き農民を窮地に陥れた。

69) 米や肉、野菜などの価格が50倍～100倍にもなり、生活必需品も輸入が滞り入手困難となった。貨幣価値が下がる一方の軍票はおもちゃの金という意味で「ミッキーマウス・マネー」と言われていた。

同年9月に米軍機によりマニラ市内が空爆されると、ラウレル比島政府は米英に宣戦布告を行う。12月に米軍が反攻上陸し、その後は激闘する日本軍と共に後退し、首都をバギオに移したものの実質的な統治権は既になく、日本の降伏と同時に、ラウレル大統領も日本に亡命。再び米国の植民地に戻り、1946年には米国とのマニラ条約により、戦前から約束されていた独立が認められた。

(3) ビルマ国

英領ビルマにおいて、日本軍は昭和16年(1941)初頭から情報機関によりビルマ独立運動家を支援⁷⁰⁾していた。その長たるアウンサン⁷¹⁾が指揮するビルマ独立義勇軍は、日本軍の進撃に歩調を合わせて、ビルマに進軍。英国植民地軍を各地で撃破して域内から駆逐した。日本軍はビルマ方面軍⁷²⁾を設けて軍政を敷き、英国に逮捕されていたバー・モウを解放し、説得して、行政府長官とした。その後日本は、昭和18年(1943)5月の御前会議において独立を認め、同年8月にバー・モウを首相(国家元首)とするビルマ国が独立⁷³⁾。同時に日緬相互防衛条約を締結し、英米に宣戦布告した。ビルマ国防軍(当初はビルマ防衛軍)も設立され、アウンサンが国防相に就き、日本軍から武器供与も受けていた。

しかし進駐1年足らずで、日本軍の物資徴発と超急激なインフレに見舞われ、生活環境が植民地時代よりも悪化し、日本軍は期待外れの行動により人心掌握にも失敗する。その後日本軍は、インパール作戦で大敗し戦力を損耗し、敗色が濃厚となっていく。昭和20年(1945)3月27日、日本に失望していたアウンサンは、ビルマ国防軍を率いて日本軍及びビルマ国政府に対して全面攻撃を命じてクーデターを起こし、英国側に寝返る⁷⁴⁾。英印や中国の連合軍からの攻勢も強まり、日本軍は首都ラングーンから撤退。これにより、ビルマ国は敢え無く事実上解体、バー・モウ首相は日本に亡命した⁷⁵⁾。

70) 南機関。ビルマ独立運動の支援を任務とする日本軍の特務機関。機関長は鈴木敬司陸軍大佐で、機関名はその偽名「南」を冠している。ビルマ独立義勇軍の誕生に貢献し、鈴木大佐は戦後も含めて、ビルマ独立運動関係者からは終生個人的な敬愛を受けていた。

71) アウンサン(1915~1947)ビルマの独立運動家、軍人、政治家。アウンサン将軍と呼ばれることもある。1947年7月に暗殺された。ビルマ建国の父として死後も敬愛されており、ミャンマー民主化運動の指導者であるアウンサンスーチーは長女。

72) 昭和18年当時の司令官は河辺正三陸軍中将。ビルマ方面の作戦・防衛を担当。昭和19年頃の最大時は第28軍(第2師団、第54師団、第56師団)、第33軍(第18師団、第56師団)、第15軍(第15師団、第31師団、第33師団)など合せて30万人。

73) 独立日に、ビルマ方面軍司令官河辺正三は軍政施行撤廃を宣言し、日本政府と日本軍が後援する独立準備委員会が建国議会の成立と独立を宣言。

74) アウンサンは、独立運動に味方してくれた鈴木敬司大佐らの南機関のメンバーへの恩義を感じており、叛乱での攻撃対象から外すように指示している。そして、鈴木らが戦後戦犯として裁かれそうになったが、アウンサンらが独立功労者として恩を感じており英国に猛烈に反対して釈放させた。

75) 戦後直ぐにビルマに戻り戦犯容疑者となったが、英国の対日協力者への裁判はしないとの方針で釈放。戦後ビルマ政界に復帰している。

(4) 仏印ベトナム

仏印ベトナム（仏領インドシナ）⁷⁶⁾はフランス本国から派遣された総督が仏印総督府として統治していた。「大日本帝国に軍事上の便宜を提供する中立地域」として戦争末期まで平穏な状態であった。1939年9月に第二次世界大戦が始まった時点での仏印ベトナム政府の軍備は、フランス陸軍2個師団・1個旅団の4万人、旧式軽巡洋艦を旗艦とする海軍2艦隊⁷⁷⁾で、航空隊は旧式機100機が常備部隊であった。フランス本国が1940年6月にドイツに降伏し、ペタン元帥を首班とするヴィシー政府が成立。翌月には、日本から北部仏印における中国への援蔣補給ルート封鎖を要求され、ハノイに日本の軍事監視団を受け入れていた。その後、ヴィシー政府は日本軍2万5千人の駐屯も認めている。更に翌年7月に、日本は大東亜戦争の回帰不能点ともなる南部仏印への進駐を求めてくる。8月には協定⁷⁸⁾により「仏印が日本軍の駐留を承認し、日本は仏印総督の当該地域での主権を認める」ことになった。その後、ドカー総督は、フランスの主権保持を条件に当該地域への進駐を「日仏軍事現地協定」⁷⁹⁾により認めた。これにより大東亜戦争の期間中の大部分を日本軍と共存していくことになり、防衛分担金を支払いゴムや米などを供給していたが、仏印現地軍は戦力を保ったままでいられた。

しかしながら、1944年にパリ解放、枢軸国側のヴィシー政権の崩壊。連合国としてのド・ゴール新政権が誕生すると風向きが変わる⁸⁰⁾。このため、日本軍はこの地域への米軍上陸時の防衛体制確保などを意図して、昭和20年（1945）3月9日に明号作戦を発動して背後の脅威の事前排除を図る。第38軍⁸¹⁾の一部兵力4万人の部隊が突如としてフランス軍を全面攻撃した。駐屯する約5万人のフランス軍は、日本軍と同程度の兵力だったものの軽装備で油断していたことから瞬く間に敗退し、占領された。日本国は、武力にて仏印総督府を屈服させて完全な支配権を確立したのである。3月11日に、バオ・ダイ帝⁸²⁾を元首とする越南帝国を名目的に独立させた。3月12日にはカンボジア国王のシアヌー

76) フランス領インドシナで、現在のベトナム、ラオス、カンボジアに相当する地域のこと。

77) 陸軍はトンキン師団、コーチシナ・カンボジア師団、アンナン・ラオス旅団など。海軍は軽巡洋艦「ラモット・ピケ」が旗艦で、通報艦（護衛駆逐艦・海防艦相当）2隻、砲艦8隻、潜水艦2隻他河川砲艦15隻。

78) 松岡・アンリ協定。昭和15年（1940）8月30日、松岡洋右外相とアンリ駐日大使との間で書簡を交換。その内容は、フランスが極東の政治経済における日本の優越的利益を認め、日本に軍事上の便宜供与を図り、日本は仏印でのフランスの主権と、仏印での領土保全を尊重するというもの。

79) 日本側の提案が全面的に受け入れられた。「仏印側は日本軍の作戦実施の間、仏印領土の治安を確保して、日本軍の広報を安全にする」「仏印側は仏印領土における日本軍の行動、生存、軍事施設等について便宜を供与する」「仏印防衛分担は、南部仏印と将来日本軍が駐屯する場所は日本軍、北部仏印とその他の地域における仏軍駐屯地はフランス軍」などを定めた。

80) これまでは、フランス本国のヴィシー政府が日本の同盟国ドイツに協力的中立国として、英米と距離を置く政策であった。

81) 第38軍は第2師団、第4師団、第21師団、第22師団、第37師団及び独立混成第34旅団と第70旅団である。終戦時も殆ど無傷の部隊であった。

82) バオ・ダイ（保大帝：1913～1997）。形式的には阮朝大南国の第13代で最後の皇帝。フランスでの亡命生活中同地で亡くなる。南方総軍や第38軍は越南王国に不干渉の方針で、軍政の否定や親日政権に改編しないことを決定し実行していた。

ク国王を元首とするカンボジア王国、4月8日にはラオス王国に、それぞれ独立を宣言させた。しかし日本の降伏により其々の国の統治体制は9月までには自然に崩壊、消滅した⁸³⁾。

5. 戦時議会

本節では、明治憲法が定める帝国議会の「天皇への協賛」はどのように具現化され、議員はこれを戦時下においてどの様に行使していたのかを、戦争末期の帝国議会の議事録も取り上げながら、法制的作用を考察していく。

5-1. 帝国議会と明治憲法

(1) 明治憲法下における帝国議会の位置づけは、三権分立の体制を取りつつも、明治憲法は、立法権を天皇の大権⁸⁴⁾に属するものとしていた。帝国議会は、明治憲法第5条に「天皇ハ帝国議会ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ」として、天皇の統治権を翼賛する機関とされていた。実際的には「立法権ヲ行フ」により政府提出法案などへ同意・成立権能を有していたことから、法律や予算の成立には議会の賛同が必要としており、換言すれば不同意の意思も示せたのである。更には、憲法に定める賛同権を根拠として、或いは法律に委ねることとして、帝国議会には「協賛権及び承諾権」、「上奏権・請願受理権・決議権」、「国務審査権・質問権」、「政府の報告を受ける権」、「天皇の諮詢に答える権」などの職務権限⁸⁵⁾が認められており国務に参与していた。

とりわけ協賛権、承諾権及び質問権は、次のような権限であり、現行憲法下の国会の権限にも繋がる意義⁸⁶⁾あるものだと思う。

①協賛権

国家が行おうとする行政行為について、事前同意を与えることで当該行為を有効にする又は適法とする権利。

立法関連の協賛（賛同／明治憲法第5条）は、憲法改正の協賛議決、法律の協賛があり、議会の協賛を得なければ無効でとなる。行政関連の協賛（第64条）については、国家の予算、国債の起債などであるが、こちらは絶対条件ではなくて適法手続の要件である。

83) 共産党のホー・チ・ミンは、八月革命によってハノイを占拠して保大帝の退位を説得。9月2日に、大統領としてベトナム民主共和国の独立を宣言した。しかしながら、その後宗主国フランスの復帰もあり、独立戦争が継続し、ベトナム戦争の米国海兵隊のサイゴン撤退まで続く。

84) 第3条「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」。第4条「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」。第5条「天皇ハ帝国議会ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ」。第6条「天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス」。

85) 議員の逮捕を許諾する権（明治憲法第53条）、議院内部の事項に関して規則を定め処置する権（同第51条）などもある。

86) 美濃部達吉（1873～1948）。憲法学者。東京帝国大学名誉教授、貴族院議員。戦後の憲法学の権威と一部ではされている宮澤俊義（1899～1976）東京大学名誉教授は美濃部の直弟子。

②承諾権

政府が緊急等の理由で協賛を得ることなく行った行政行為に対して、事後に同意を与える権利。

立法関連は、緊急勅令（第8条）で、次の議会で承諾が得られないと失効する。行政関連は、予算超過支出及び予算外支出（第64条）、財政上の必要な処分に関する勅令（第70条）があり、承諾の有無によっては既に生じている効力に変化はないが、将来に向かっての効力を失う。この場合には、国務大臣は帝国議会に対して違法の責任が生ずる。

③質問権

議院法に基づき、両議院の議員は30人以上の賛成を得て国務大臣の責任に属する事項について質問できる権利。

国務大臣は、これに答弁するか拒否する場合は理由を明示しなければならない。他にも、慣行として手軽にできる質疑（質問）⁸⁷⁾もあり、政府の行為を批評し、論議する最も有力な手段として多用されていた。

(2) このような点に鑑みると、明治憲法下の帝国議会では、天皇主権の下、政府提出の法律案に対する立法協賛権（第5条、第37条）及び予算案に対する予算協賛権（第64条）、政府に対する建議権（第40条）、天皇に対する上奏権（第49条）⁸⁸⁾のような、現憲法下の国会にはない規定も散見される。

また、天皇は、絶対王政下のような拒否権は持ち得ていなかったが、一方の帝国議会は、天皇の法律裁可権の下で法律提案権（第38条）を有していた。この様なことから帝国議会には、国家行為に対する監督・抑止の権限を有していたと考えている。もっとも、明治憲法は、法律に反しない限りは帝国議会の関与を要しない、勅令という独立命令が制定できるとされており、昭和天皇は、立憲君主制のご姿勢を貫かれておられたことから、直接裁断はされず、これを良いことに軍部はその影響力が増すにつれて、法治を意識しながらも、この勅令が多用されたのも事実である。

5-2. 戦時下の議会開催

(1) 昭和12年（1937）の総選挙で選出された衆議院議員は、第2次近衛内閣による昭和16年（1941）の「衆議院議員ノ任期延長ニ関スル法律」により、その任期が1年延長されていた⁸⁹⁾。したがって、昭和17年（1942）4月の第21回衆議院議員総選挙は5年任期

87) 議院法第49条・第50条による「正式質問」の他にも議員慣行として質疑がある。質疑は質問とも呼ばれており各議員が単独で現に議題とされている事項に口頭で質問すること。大臣以外にも政府委員、議長、又は議題発案者に対しても行うことができた。正式質問よりも運用上重視されていた。

88) 明治憲法第50条による議会に持ち込まれた請願を審議する権限もあった。

89) 昭和15年（1940）既に結社を禁止されていた勤労国民党や右翼政党の東方会など一部を除く全政党が自発的に解散し大政翼賛会に合流。これらの政治家たちによって翼賛議員同盟が結成。聖戦完遂を目指す翼賛体制の支援機能を果たす。

満了の、しかも戦時下における異例の国政選挙として行われ、翼賛選挙と呼ばれている。

この選挙は、聖戦完遂を目的として、自由選挙に代わる推薦制度を導入して、新たな議会の確立を目指した。推薦候補者は選挙資金（臨時軍事費で計上）の支給を受け、更に軍部や大日本翼賛壮年団などの団体・組織から支援が受けられた。一方の非推薦候補者は、立候補の断念も含む有形無形の選挙干渉があり、選挙活動の公正性を損なうもので、候補者の殆どは大政翼賛会の推薦者⁹⁰⁾であった。選挙結果は推薦議員が定数466名の内381名を占めた。

(2) 戦時下の帝国議会はこの体制で開催されており、推薦議員が中心となって翼賛議員連盟を結成し、政府や軍部への追従姿勢があったとして翼賛議会と呼ばれている。しかしながら、憲法を遵守して議会言論を守ろうと、反軍的傾向を強めていた非推薦議員の鳩山一郎らは、昭和16年（1941）に北吟吉らの協力を得て「同交会」を結成して、翼賛議員連盟に対抗していく。

衆議院では、戦後に憲政の神様と称されることになる尾崎行雄や、斎藤隆夫、中野正剛、鳩山一郎などの非翼賛議員が可能な限りで戦時体制を批判していた。軍部の意を酌んだ前田米蔵⁹¹⁾、永井柳太郎⁹²⁾、大麻唯男⁹³⁾らの翼賛議員さえも、明治憲法が保障している議員権限の質問権で、行政が行う戦争遂行の疑義を質していた⁹⁴⁾。このような動きに鑑みて、戦時下の帝国議会在政府や軍部の単なる追認機関ではなかったものと考えている。

次に、翼賛選挙やそれを後押しする翼賛体制に抗戦した証左として、選挙で選ばれた衆議院議員（代議士）の言動を幾つか挙げてみることにする。

尾崎行雄議員⁹⁵⁾は、東條英機首相が、昭和17年（1943）4月に「憲政史上例をみない翼賛選挙を実施した」ことに対して、翼賛選挙に厳正中立の態度をとるよう要望する公開状を送り付け、東條首相の怒りを買って、選挙演説の内容を強引に不敬罪⁹⁶⁾に当たるとされた事件（尾崎行雄不敬事件）⁹⁷⁾。もっとも、大審院は司法の良識を発揮して、昭和19年6月に「謹厳の士、明治大正昭和の三代に使える老臣なり。その憲政上における功績は世人

90) 推薦候補者は、大政翼賛会の院内会派であった翼賛議員同盟の議員が殆どであった。

91) 前田米蔵（1882～1954）。衆議院議員に戦前連続9回・戦後1回当選。立憲政友会に所属。翼賛政治会や大日本政治会の重要ポストを歴任。法制局長官（田中義一内閣）、商工大臣（犬養内閣）、鉄道大臣（広田内閣・平沼内閣）、運輸通信大臣（小磯内閣）。公職追放。独立直後に衆議院議員に返り咲くも選挙違反を起し翌年の総選挙で落選。

92) 永井柳太郎（1881～1944）。立憲民政党の衆議院議員で8回連続当選。拓務大臣（斎藤内閣）、通信大臣（第1次近衛内閣）、鉄道大臣（阿部内閣）を歴任。立憲民政党内の親軍派。聖戦貫徹議員連盟に参加。立憲民政党を同志45人と共に離党し大政翼賛会に合流への先鞭をつけた。

93) 大麻唯男（1889～1957）。立憲民政党の衆議院議員。東條英機内閣も国務大臣を務めた。戦後公職追放。独立後直後の総選挙で衆議院議員に返り咲く。鳩山一郎内閣で国務大臣国家公安委員長。

94) 楠精一郎『大政翼賛会に抗した40人』朝日新聞社 2006年 16頁参照

95) 尾崎行雄（1858～1954）。戦前から戦後にかけて衆議院議員。当選回数・議員勤続年数で日本記録。憲政の神様とも呼ばれる。第1次大隈内閣での文部大臣や司法大臣、東京市長を歴任。

96) 楠精一郎『大政翼賛会に抗した40人』朝日新聞社 2006年 133頁引用

97) 総選挙の応援演説の中で「売家と唐様で書く三代目」発言が、昭和天皇の治世を揶揄するものとして不敬罪で起訴され。一審で懲役8か月執行猶予2年の判決ながらも大審院で無罪確定。

周知の処」との理由で不敬罪の成立を否定し無罪とした⁹⁸⁾。また、安藤正純議員⁹⁹⁾は、昭和17年2月の衆議院本会議で、翼賛選挙に関して「政府の選挙対策に関する質問主意書の提出者として、この選挙を憲法精神に抵触すると強く非難」し、翼賛体制に対しては「議会は多数決主義を取ることは、憲法の命ずるところであり、之を変更することは、憲法を改正せざれば出来ぬことである」¹⁰⁰⁾と述べている。

5-3. 議会機能の貫徹

帝国議会は、大東亜戦争下で、明治憲法の諸規定に基づく議会の協賛権や承諾権を行使しており、可能な範囲内で法治国家としての法令も制定していた。戦時下の帝国議会は、定例会が3回、臨時会が4回開催されている¹⁰¹⁾。その様相を衆議院議員予算委員会の議事録から幾つかを拾い、関係個所の要旨を解説してみる。

取り上げる開催議会は、東京大空襲のあった翌日から、予定通りに行われた第86回帝国議会¹⁰²⁾の予算委員会での悲翼賛系議員の発言である。第86回開催は、悲壮な様相を呈しており、終戦まで僅かに5箇月前での論戦の舞台であった。時の内閣は小磯國昭内閣である。ここでも三権分立の憲法の意味に沿って、議員は可能な範囲で政府の監視機関としての役割を果たさんとしていた。

(1) 安藤正純議員（東京都選出）は、空襲対策に関して緊急質問している。3月10日の帝都空襲は敵国から受ける我が国民の一大試練であるとした上で、絶大な犠牲者が出ていることに鑑みて、疎開は、「学童疎開を加えても3割に達していない、なぜもっと早く嚴重に励行し、疎開の機能を十分に發揮せしめなかったのか。」「今度の東京の如き悲惨時のようなことは、予め図るべからざることだと言うならば、これは迂闊か、怠慢か、若しくは不親切の外はないのか。」「議会は、今日まで幾度か政府に警告したのでありますが、政府の処置は甚だ怠慢で、強力なる政治を断行することができなかつたのは、誠に遺憾至極である。政府は責任重大であると思う次第である」と、政府の後手に回る空襲被害の低減策の怠慢を批判している。そして、工場設備の破壊による生産力の回復の方途を問い質し、最後に「最高戦争指導が政事と軍事が融合一致していないことが、国民の耐えがたい心配である」と指摘し、「制度上はともかくとして、総理大臣が政・戦両略一体の戦争責任者としての覚悟を以てもらいたい」として、憲法上の欠陥、現状の決まらない政治を批判している。

98) 楠精一郎『大政翼賛会に抗した40人』朝日新聞社 2006年 122頁引用

99) 安藤正純（1876～1955）。衆議院議員に通算当選11回。文部政務次官（犬養内閣）、立憲政友会幹事長を歴任。戦後に国務大臣（第5次吉田内閣）、文部大臣（第1次鳩山内閣）。

100) 楠精一郎『大政翼賛会に抗した40人』朝日新聞社 2006年 100～101頁引用

101) 帝都東京への空襲は多数で大規模なのは5回。とくに3月10日の夜間空襲は死者10万人以上の被害を受けた。

102) 昭和20年（1945）3月11日から3月30日まで開催。

(2) 田中伊三次議員（京都府選出）¹⁰³⁾は、「戦災を被った前後から民心の状況は、戦争の前途というものに、消極的観察眼を持つ者の数が、日を追って激増している」とした上で、「ズバッと言うたら、もう戦争はダメじゃないかと国民は皆思っている。」と当にはっきりと戦争批判している。その後に、積極的大攻勢に転換すべしと、当時の戦況から不可能なことを知った上で、硫黄島守備隊の栗林司令官の訣別電報を読みながら、「硫黄島に止まらずサイパン島の奪還まで攻勢に出なければならない」として、その決意を質している。そして奪還すべきとの威勢の良い話をした上で、「もはや帝国議会が、この議場において開かれることも、これが最後ではなかろうかという感じを持つ」とも発言して婉曲に戦争敗退に言及。他にも、防空対策の不備、食糧貯蔵対策の不備を批判し、前線の将兵は敗ければ必ず責任を取るのに、「内閣総理大臣は、臣下の一人として、いったいどういう責任を感じているのか」と問責し、「御上（天皇のこと）に対し奉り、その責任を明白になさるご所存があつてしかるべきと思うが、如何なご心境か」と、まるで小磯首相に内閣総辞職を迫る勢いであった¹⁰⁴⁾。

(3) 木村武雄議員（山形県選出）¹⁰⁵⁾が、「作戦に素人である我々も、統帥に対する批判は許されないが、戦争に対して批判することはできる」とした上で、大東亜省の関係として、「民族政策を全く無視した政策の誤りが、異民族の反感を買っている」とした。それ故に、資源あるところの民族に嫌われていては、資源不足は解決できず、「このまま進んでは、到底この戦争には勝ち得られない。」として、これは由々しき事態であり、長期戦の遂行は不可能なのではないかと疑問を呈している。また、「内務省は、戦争と共に政治に対する門戸を玄関口で閉ざしてしまっている。結社の自由を届出制から許可制度に変更してしまっている」「国論の分裂は避け得たかもしれぬが、国民の政治力は全く委縮してしまっている」と政治結社の自由の保障についても言及した。大達茂雄内務大臣からは、「戦争遂行上、戦時下の国論分裂を回避するため、特別の戦時立法で政治結社の許可制度を執っているが、以前の届け出制には戻らないまでも、趣旨に従って運用上万全を期していく」との答弁を引き出させている。

103) 田中伊三次（1906～1987）。昭和17年（1942）の総選挙に非推薦で初当選以来、衆議院議員を戦前戦後通算15回当選。弁護士。戦後は、衆議院副議長や法務大臣を務めた。戦後に公職追放されたが昭和24年に復活。昭和51年（1976）、ロッキード事件では、衆議院のロッキード問題調査特別委員長として灰色高官の公表などで活躍。

104) これに応えた、小磯国明首相は「私は人間、命を受けました限り、卑しくも未だ尽くすべき余地ありと考える限り、最善の努力を尽くし奉るということが忠であると考えております」と答弁している。

105) 木村武雄（1902～1983）。山形県選出の衆議院議員。米沢市議、山形県議を経て昭和11年（1936）の衆議院議員総選挙で当時最年少の32歳で初当選、戦前戦後を通じて12回当選。中野正剛率いる東方会などに属して東條内閣に反抗。昭和17年（1942）の翼賛選挙では非推薦で当選。公職追放を受けるも、昭和27年（1952）に衆議院議員に返り咲く。その後、建設大臣、行政管理庁長官、北海道開発庁長官や国家公安委員長を歴任。

5-4. 議会における言論

明治憲法は三権分立を維持しており、政府や軍部に強力な権限があっても、どうしても帝国議会の同意は必要であった。したがって、東條内閣や小磯内閣は、議員に対して政務次官や参与官などで懐柔し、又は聖戦完遂の大義名分で強引に言論封殺を図るなど、飴と鞭を操って議会を掌握しようと動いていたようだ。

戦時下の帝国議会は、戦争を有利に進めるための政府提出法案は無修正で成立させることと、政府と軍部に追従することが議会の義務であったと思われるがちである。しかし今迄若干なりとも検証してきたように、少数ではあったが気骨のある議員が、議会の三権分立の役割と言論の自由を維持していくため、慎重な物言いを心得た上で積極的に政府に対して注文をつけ続けていたのである。

この傾向は、戦況悪化とともに非推薦議員を中心に活発化していき、翼賛選挙で殆どの議員が所属していた翼賛政治会（主として大政翼賛会が支持母体）の崩壊に繋がっていく。昭和20年（1945）3月11日には、岸信介が「護国同志会」を旗揚げして翼賛政治会から離反したことから、この動きに対抗して軍部は同年3月30日に翼賛政治会他諸団体を強制的に統合して大日本政治会を結成せざるを得なくなったという経緯がある¹⁰⁶⁾。

6. 戦時下の総動員体制と法令整備

近代戦は国家の総力を挙げて戦う総力戦である。大東亜戦争下での国家の人的・物的資源を総動員した情勢下においても、明治憲法は機能しており、その条規に定める範囲内で法律の制定や勅命の下达が行われていた事実を法制面から概観する。そして法治国家として体裁を確り遵守していこうとする当時の国政の姿勢を検証していく。

6-1. 国家総動員法

国家総動員法は、昭和13年（1938）5月に制定。長期化する中国との戦いに備えた総力戦遂行の為の法律で、政府による人的・物的資源の統制運用を旨としていた¹⁰⁷⁾。既存の軍需工業動員法¹⁰⁸⁾と共に、戦時下の法令の中心的役割を担った。国家総動員法の構成は、戦時規定、平時規定、平戦時規定や罰則規定で構成されており損失補償の規定もあった。諮問機関として国家総動員審議会の設置が明文されていた。そして総力戦推進の統制を図る「戦時規定」¹⁰⁹⁾は重要とされ、詳細は、国民徴用令などの勅令に委ねられていた。

106) 昭和20年（1945）6月13日に翼賛会などは解散となり日政会に正式に統合された。

107) 日本の降伏によって名目を失い、昭和20年12月20日の「国家総動員法及戦時緊急措置法廃止法律」で廃止。

108) 軍需工業動員法（大正7年（1918）3月施行）は、戦時に必要物資を徴発することを目的とし、併せて平時には、戦時に必要と予想される物資の生産を諸工業に保護奨励する。

109) 第4条（国民の徴用）：国民徴用令（昭和14年7月）、船員徴用令（昭和15年10月）。第6条（労務統制）：国民徴用令（昭和14年7月）。第7条（被徴用者の使用、賃金、給料、その他従業条件）：学校卒業者等使用制限令（昭和13年8月）、賃金統制令（昭和15年10月）。第8条（物資統制）：電

国家総動員法を一部の識者が、ナチス政権下の全権委任法と同様視する説もあるが¹¹⁰⁾、これは見当違いの見解であると考えている。この法律は、近衛内閣において提案され、帝國議會で審議されていた際、先述のように人的資源・物的資源の統制運用を勅命や政府の判断で出来ることになっていたことから、「勅命委任範囲が広すぎて違憲の疑いがある」などと議會の実質的活動が制限される故に、強い反対を受けた。そのため近衛内閣は、「議會の解散」と、「集会・大衆運動制限・禁止条項」や「新聞の発刊停止条項」を削除し、「国家総動員審議會の設置」を修正追加する妥協を図り、更に「国家総動員法を濫用しないこと」「平和的な外交政策をとること」との付帯決議も行われて何とか議會を通過させている。もっとも、制定後数回改正がありその都度統制強化は図られている¹¹¹⁾。

他方、ナチス政権の全権委任法は、昭和8年(1933)3月に、ドイツのヒトラー内閣が、事実上の一党独裁化されている下で、内閣に絶対的権限を付与する法律として制定されている。これによりワイマール憲法による議會制民主主義は崩壊させられた。この法律は、内閣に対して、何と、ワイマール憲法に拘束されずに無制限の立法権を賦与し、大統領権限は維持しておきながら、議會の立法権を完全廃止に近い有名無実化させるものであった。

この様なことから、日本の国家総動員法とナチス政権の全権委任法は、全く異質のものである。その違いには、天皇の統治権の存在、多党下での審議、権限は資源系に限定、事後も法治主義を徹底して運営されており、その関係の勅命も多数存在しているなども含めて、明治憲法は正常に機能していたことが挙げられ、その違いは明らかである。同一視する見解には異を唱えざるを得ない。

6-2. 続々と制定される統制法制

大東亜戦争の開戦と共に、適用可能な法律が当に総力駆使されて戦時統制が強化されていき、全ての産業、労働力が国家の統制下におかれることになった。開戦前後に制定又は改正された主な法令には、開戦前には、昭和13年(1938)の電力管理法、昭和14年(1939)の国民徴用令、米穀配給統制法、賃金統制令、地代家賃統制令がある。開戦後は、昭和16年(1941)の生活必需物資統制令、農業生産統制令、昭和17年(1942)の食糧管理法、改正日本銀行法などと続いていく。そして統制を合理化するために、昭和18年5月に軍需省が設置され、民需産業の整理統合が進められていく。更に、軍需会社法が制定されて、民営企業に対しての統制強化も図られていく。そして、昭和18年(1943)には、

力調整令(昭和14年10月)。第9条(貿易統制):貿易統制令(昭和16年5月)。第10条(物資の管理収用):総動員物資使用収用令(昭和14年12月)。第19条(物価統制):価格等統制令(昭和14年10月)。第20条(言論統制):新聞紙等掲載制限令(昭和16年1月)など。

110) 古川隆久『昭和戦中期の議會と行政』吉川弘文館 2005年 9頁参照

111) 3回改正されており、最後の改正は昭和20年(1944)年3月。改正毎に統制範囲は拡大した。特に従来の労働統制は雇用主を通じたものに限定されていたが、直接命令が可能となり罰則も強化もされた。

国家総動員法が全面発動され、資本主義を本則とする国家経済は、国の独占的管理体制に入り、完全な総力戦状態となった。

6-3. 独裁政権ではない

当時の東條内閣を、ナチス政権のような独裁政権のようにも思えるが、その実態は、次のような根拠から、少なくとも法制的にはそうではなかったと考えている。

(1) 明治憲法

明治憲法は機能しており、昭和天皇は立憲君主として憲法の条規に則って行動されており、内閣総理大臣に大命降下させる際も、必ずや「憲法の条規を遵守し国政に当たれ」と命じておられる。憲法自体が元々法律への委任規定が多くはあったが、必ず法律は帝国議会の審議と枢密院の諮詢を経て、勅令も枢密院の審査・諮詢を経て成立しており、内閣法制局も法令審査を確りと行っていた。三権分立の相互監視機能もなんとか維持されて法治国家の体制が守られていた。また、後述の東條首相の兼務問題については、明治憲法の条規に照らして、天皇の統帥権に抵触するおそれがあり、憲法違反との厳しい批判¹¹²⁾が立法・司法や学会、そして軍部など各界から多くあった位であり、当に明治憲法は機能していた。

(2) 帝国議会の存在

前述に詳細を記しているが、翼賛議会などとも言われ、政府や軍部の追認機関だとの批判もあったが、非推薦議員は尚更として、翼賛議員さえも衆議院議員を中心に法案審議を通じて政府に意見している。

(3) 東條首相の行動

東條首相は、昭和天皇に忠義を尽くす人であった。首相（行政権の責任者）、陸軍大臣（陸軍軍政の長）、参謀総長（軍令の長）の三職を兼任し、軍需相も兼務することになったが、これは明治憲法の欠陥ともいえる、国務と統帥の別離により、首相が大本営にも列席できず、軍の作戦や戦況が内閣総理大臣の耳にさえ入って来ない事態を打開するために悩んだ末に実行したことである。したがって、ヒトラーのような独裁的意思・行動ではなく、ただ「軍令と軍政に分かれていた統帥の情報共有化を欲した」からである。しかも、首相は、勅令による内閣官制で、「内閣ハ国務各大臣ヲ以テ組織ス」とした上で、「内閣総理大臣ハ各大臣ノ首班」とされていた。内閣総理大臣と雖も、国務各大臣の一員で他大臣の任免権もなく、単なる「同輩中の首席」に過ぎず、閣僚がひとりでも辞任すれば内閣総辞職に繋がるような弱い立場であった。

そして実際の行動としても、東條首相は、その生真面目な性格から、首相・陸相・参謀総長の仕事を、時間を厳密に分けて別々の建物を行き来して、明治憲法を意識した独裁と

112) 統帥部は戦時統帥権独立を主張して、政府に重要情報の報告について遅延、曖昧、無視が頻繁に発生していた。

は縁のない執務執行の姿勢を貫いていた¹¹³⁾。もっとも、その性格が災いして、反対意見を聴かずに戦争遂行に驀進してしまったとの面もある。

7. 高校教育教科書の検証

(1) 教科書「歴史総合」の意義

令和4年(2022)から、高等学校の必修科目として「歴史総合」の授業が始まっている。重点を近現代史に置き、日本史と世界史を機能的に統合させたものである。文部科学省の学習指導要領(平成30年大臣告示)によると、「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の優位な形成者に必要な公民としての資質・能力」の育成が教育目的とされている。「高校生が主体的に考えて、教師や生徒同士で議論して、歴史の見方や考え方を身につけていこうという、従来の暗記的なイメージとは異なる画期的なもの¹¹⁴⁾」だと思ふ。

歴史総合の教科書は、山川出版社、東京書籍や帝国書院など七つの教科書会社¹¹⁵⁾から出版されている。これらを検証してみると、教科書によって取り扱うテーマのボリュームが異なり、当然に説明の重点化にも違いが生じていることや、学習指導要領に則って執筆され検定を受けているはずなのに表現の違いにより、捉え方も異なってくるように思える。伊勢雅臣氏が、これらの歴史教科書に対して「イメージ刷り込み型の歴史記述」や「過去の断罪で済まされている¹¹⁶⁾」と指摘されておられるが全く頷けることである。

(2) 教科書の特徴

本稿での考察対象としている大東亜戦争の経緯及び戦時下の動向に関連する記述に限っての、山川出版社、東京書籍、及び明成社の歴史総合の教科書(文部科学省検定済)の分量や本文記述等を比較し、その特色を次に検証してみる。

①山川出版社『歴史総合 近代から現代へ』(2022年/以下、「山川教科書」という。)

「第二次世界大戦と太平洋戦争」との代で1節にてヨーロッパも混成で6頁を充てている。昭和16年12月以降の記述は2頁強としている。その他の詳細は次の通り。

i. 図表・写真等

太平洋戦争(マ)の全体関係地図、全国の空襲被害地図、沖縄戦の地図。勤労動員の女子生徒の写真、広島原爆のキノコ雲の写真を掲載。また、QRコードからNHKの東京大空襲の記録動画を見ることができる。

113) 中川直毅『日本国憲法制定前史としての憲政の常道の崩壊過程に関する考察』名古屋芸術大学研究紀要 第42巻 2021年 187頁参照

114) 伊勢雅臣『判定! 高校「歴史総合」教科書 こんなに違う歴史記述』グッドブックス 2021年 13~15頁参照

115) 伊勢雅臣『判定! 高校「歴史総合」教科書 こんなに違う歴史記述』グッドブックス 2021年 21頁と24頁引用

116) 伊勢雅臣『判定! 高校「歴史総合」教科書 こんなに違う歴史記述』グッドブックス 2021年参照

ii. 本文記述 (要旨)

「自衛を名目に、イギリス領のマレー半島への上陸作戦や、ハワイの真珠湾への奇襲攻撃をおこなって太平洋戦争を開始」、「太平洋一体の広大な領域を制圧した……ミッドウェー海戦で日本は大敗」、「学徒出陣、女性や学生の勤労働員、労働者の朝鮮からの強権的な動員・徴用や中国の占領地からの強制連行、朝鮮や台湾での徴兵制度施行」、「サイパン島が陥落すると、東条内閣 (マ) は戦局悪化の責任をとって総辞職」「都市への無差別爆撃を開始……3月には東京の下町に焼夷弾爆撃……10万人以上が死亡した (東京大空襲)」「慶良間諸島、沖縄本島に上陸し、日本軍は住民まで動員して抵抗したが、多くの犠牲を出して…… (沖縄戦)」「アメリカ軍によって8月6日に広島に史上初めての原子爆弾が投下、8日にソ連が参戦した」「連合軍の占領方針 (民主化、戦犯の処罰など) を明示しつつ、即時無条件降伏を求めるポツダム宣言……が発せられ」「昭和天皇の聖断というかたちでポツダム宣言の受諾 (事実上の無条件降伏)」が主な記述である。

iii. 本文外の記述 (要旨)

- ・当時の日本政府はこの戦争を「大東亜戦争」と呼んだ。現在では「アジア・太平洋戦争」とも呼ばれている。
- ・大東亜共栄圏建設をとまえ、日本の勢力下の各国・各地域の代表を集めて大東亜会議も開かれたが、実際には日本の戦争継続が優先されて住民の生活は悪化し、人々の支持を得られなかった。
- ・昭和19年秋の比島沖海戦において、日本軍機による体当たり攻撃 (特攻) が初めて行われた。
- ・当時の最新鋭のアメリカの大型爆撃機 B29 は、サイパン島からであれば無給油・無着陸で関東地方を爆撃できた。

②東京書籍『新選 歴史総合』(2022年/以下、「東京教科書」という。)

「第二次世界大戦の勃発」及び「アジア太平洋戦争と日本の敗戦」との題で2節をとり、昭和16年12月以降の記述をほぼ3頁としている。その他の詳細は次の通り。

i. 図表・写真等

アジア太平洋戦争 (ママ) の全体関係地図、アジア太平洋戦争の死者数に係る東アジアの地図、全国の空襲被害地図、沖縄戦の地図。真珠湾攻撃と日米開戦を知らせる米国新聞の写真、鉄血勤皇隊の捕虜となった少年の写真、神宮外苑の学徒出陣の写真、占領地住民の徴発として泰緬鉄道工事の写真、被爆した広島の産業奨励館の写真、空襲後の東京の焼け野原の写真を掲載。

ii. 本文記述 (要旨)

「マレー半島で上陸作戦を開始し、ハワイの真珠湾を奇襲した」、「東条英機内閣は米英に宣戦布告し、……アジア太平洋戦争 (太平洋戦争) がはじまり」「大東亜共

栄圏と呼ばれる新秩序をつくり、欧米の植民地支配からアジアを解放することを戦争の目的であると強調し、この戦争を大東亜戦争とよんだ。「植民地や占領地でも大東亜共栄圏建設への協力が求められ……」、「アメリカ軍は8月6日に広島に……原子爆弾を投下し、ソ連は日ソ中立条約を破棄して、8日宣戦布告した」「ポツダム宣言受諾は、15日正午、天皇のラジオ放送を通じて国民に伝えられた」が主な記述である。

iii. 本文外の記述（要旨）

- ・近年では、戦争の範囲が太平洋地域だけでなく中国や東南アジアにも及んだことを重視して「アジア・太平洋戦争」という呼び方が広がっている。
- ・東南アジアの占領地域では、日本の支配への抵抗が広まっていた。ベトナムでは1941年、ホー・チ・ミンがベトナム独立同盟（ベトミン）を結成、フィリピンやビルマでも日本への抵抗組織がつくられていった。

③明成社『わたしたちの歴史総合』（2022年／以下、「明成社教科書」という。）

「第二次世界大戦と日本の参戦」との題で1節をとり、昭和16年12月以降の記述はほぼ3.5頁としている。その他の詳細は次の通り。

i. 図表・写真等

大東亜会議7国首脳の集合写真、ABCD包囲網の地図、真珠湾攻撃の写真、終戦のご聖断の写真、一中健児の塔の写真、学童疎開船対馬丸（撃沈）の写真、空襲後の東京の焼け野原の写真、被爆した広島産業奨励館の写真を掲載。

他にも、「指導者たちの言葉を通じてみる第二次世界大戦」として、東条英機首相、自由インド仮政府のチャンドラ・ボース首班、ビルマ国のバー・モウ首相の写真と言葉が掲載されている。

ここでは、東條首相は「帝国は現下の時局を打開し、自存自衛を全うするため、断固として立ち上がる」等のラジオ演説を、ボース首班は「英国と妥協することは奴隷制と妥協することであり、我々はもはや奴隷制とは妥協しないと決意した」等の大東亜会議での発言を、バー・モウ首相は「日本ほど、アジア人を白人の支配から解放するのに尽くした国は、他にどこもない」等の著書記述から引用し取り上げられている。

ii. 本文記述（要旨）

「ハルノート……これを最後通牒とみなし、12月8日に米・英に宣戦布告、ハワイの米軍基地（真珠湾）と英領マレー半島を攻撃した」「緒戦でイギリス領シンガポールを陥落させ、更にオランダ領東インドを攻略し……米領フィリピンや英領ビルマで米英軍を駆逐し」「アジア7カ国の首脳が東京に集い、大東亜会議が開催された。ここで採択した大東亜共同宣言では『人種差別を撤廃』することが宣言された。それはやがて国際連合憲章に取り入れられて実現した。」「ミッドウェー海戦で

敗れ、反攻に転じたアメリカ軍の猛攻により太平洋の島々などで日本軍は玉砕、「B29により日本の都市への空襲を開始し……硫黄島守備隊が全滅すると、激しさを増した……焼夷弾による無差別爆撃は……（本土空襲）」「米軍が沖縄本島に上陸……陸海軍の守備隊が防備につき、本土や台湾からは陸海軍の特別攻撃隊や、戦艦大和を旗艦とする連合艦隊が出撃した……6月23日守備隊は全滅……（沖縄戦）」「7月26日には連合軍は降伏条件を示したポツダム宣言を発表……8月6日に広島に……8月8日、ソ連軍が日ソ中立条約を破り、満州・千島・樺太への進行を開始した。日本政府はこうしてポツダム宣言の受諾を決定した」が主な記述である。

iii. 本文外の記述（要旨）

- ・日本政府はこの戦争を、支那事変（日華事変）とあわせて「大東亜戦争」と呼称することを決定した（いわゆる太平洋戦争）。
- ・アメリカ、イギリス、中華民国による共同宣言。のちにソ連が参加。降伏条件を示し、日本国軍隊の無条件降伏を求めた。
- ・鈴木貫太郎首相が昭和天皇に聖断を仰いで戦争終結が閣議決定され、天皇のラジオ放送で国民に知らされた。

(3) 評価

今迄言及してきた視点を以て、①大東亜戦争の呼称、②大東亜戦争の経緯、及び③アジア諸国の動向に焦点を当てて総合的に比較すると、概ね、次の様に分析できる。

①大東亜戦争の呼称

山川教科書も東京教科書も当時の呼び方として紹介している。明成社教科書は、政府決定を根拠とした主たる呼称として紹介しており、他社教科書より一步踏み込んでいる。

②大東亜戦争の経緯

明成社教科書は、開戦時を、国際法上の宣戦布告の言葉を使った上で、「米軍基地（真珠湾）」として攻撃目標を軍事基地とした国際法を意識した明確な記述があるが、他社教科書は何れも、「真珠湾」への奇襲攻撃との記述に留まり、誤解を与えかねない。戦争の経緯は、明成社教科書が他社よりも多くを取り上げているが、何れの教科書も米軍の本格的反攻となるガダルカナル戦については言及していない。また、明成社教科書には、戦艦大和を旗艦とする連合艦隊の最後の出撃も含めた沖縄戦と、ソ連軍の侵攻を「満州・千島・樺太」との地域名も入れた記述までであるのが際立っている。また、終戦の「ご聖断」を記載しているのは山川教科書と明成社教科書となっている。

③アジア諸国の動向

各社とも、大東亜共栄圏と大東亜会議に焦点を合わせた記述となっているが、山川教科書は、結果的に戦争継続が優先されてしまったことを、東京教科書は、現地住民

に強圧的であったことが、強調しているような記述と受け止められる。明成社教科書は、アジア各国の当時の指導者の言葉も掲載し、大東亜共同宣言の人種差別を撤廃にまで踏み込んだ記述も盛り込んでおり、欧米植民地からの解放に寄与したことを意識した記述となっている。

この様に分析してみると、全てが文部科学省検定済教科書であるにも関わらず、明成社教科書が、当時の当事者視点を考慮しつつ、より詳しく大東亜戦争の様相を伝える姿勢が見て取れる記述だと思う。もっとも検定内容の芯が見えて来ないようにも思える。

8. 結語として

本稿においては、大東亜戦争の開戦から終戦までを軍事行動を中心に概観し、アジア諸国の政治動向や戦時下の帝国議会についても言及してきた。我が国は、日中戦争との二面作戦を承知しながらも、国力維持の自衛戦として開戦に踏み切り、国力保全の為に南方の石油資源等の絶対的確保を目指して、アジアの欧米植民地に侵攻・進出していく。緒戦の植民地軍を中心とした戦いに勝利を収めて、当初の意図が忘却され版図も拡大し過ぎてしまう。そして補給線が伸びたところで消耗戦を強いられ、米国の工業力に圧倒されて敗退を続けることになる。

そして講和ができない戦争となり、その要因は、拙著論文でも指摘しているが、政務を預かる首相が法的には「同輩中の首席」に過ぎない弱い政治的基盤、明治憲法の国務と統帥の障壁問題を含む制度疲労も前面に出て来て、決められない国家運営によるものと考えている。最終的には、立憲君主制の姿勢を貫かれていた昭和天皇が、伝家の宝刀ともいえる異例の天皇大権（明治憲法第13条等）の行使により、ご聖断¹¹⁷⁾を仰ぐ方式で、国家の破滅を回避することが出来た。

この様な中でも、明治憲法を遵守しつつ、戦時という非常事態下で、明治憲法の条規に依り帝国議会における言論は保障され、政府も法律や勅令を以て政策を実現すべく、帝国議会の協賛（賛同）を得んとしていたことは、昭和天皇が首相に大命を下す際に、必ず伝えておられた「憲法の条規を遵守するように」とのお言葉に集約されていると思う。

これらに鑑みると、寧ろこの決められない政治が、ポツダム宣言の言うところの民主主義的傾向として示されていた、昭和初期の政党政治の遠因となるもので、これは現代日本にも繋がっているようにも思える。就いては、これらが当に日本の民主主義の精神思想構造の一現象と考えるに至った。

それならば、歴史はヒトの営みである限り、繰り返すことになる。殊更にヒトの営みの直近行動でもある近現代史を憲法に照らして振り返ることは、あの悲惨な大東亜戦争を繰り返すこと無きように、将来のリスク回避へと繋がっていく重要な学びであると改めて認

117) 聖上、即ち天皇による決断のこと。

識する次第である。併せて、次世代を担っていく若者の為にも、歴史教育を強化し、正鵠を射る歴史的事実を学ぶことが可能となる、文部科学省検定済教科書の登場を待ち望む議論についても促していきたい。以上

参考文献

- 大石義雄『日本憲法論 増補版』嵯峨野書院 1980年
久田栄正『帝国憲法崩壊史』法律文化社 1970年
池田実『憲法 第2版』嵯峨野書院 2016年
芦部信喜『憲法 第7版（高橋和之補訂）』岩波書店 2019年
長谷川日出世『基礎日本国憲法 改訂版』成文堂 2017年
富永健・岸本正司『教養憲法11章』嵯峨野書院 2014年
岩井和由『憲法を学ぶ 改訂版』嵯峨野書院 2017年
中川直毅『精選日本国憲法論14講』三恵社 2020年
現代憲法教育研究会編『憲法とそれぞれの人権 第3版』法律文化社 2017年
君塚正臣編著『ベーシック憲法第3版』法律文化社 2017年
下條芳明・東裕『新・テキストブック日本国憲法』嵯峨野書院 2015年
伊勢雅臣『判定！ 高校「歴史総合」教科書 こんなに違う歴史記述』グッドブックス 2021年
歴史学研究会編『「歴史総合」をつなぐ』東京大学出版会 2022年
清水唯一朗・瀧井一博・村井良太『日本政治史』有斐閣 2020年
駒村圭吾・吉見俊哉『戦後日本憲政史講義—もうひとつの戦後史』法律文化社 2020年
荒邦啓介『明治憲法における国務と統帥』成文堂 2017年
米山忠寛『昭和立憲制の再建1932～1945年』千倉書房 2015年
楠精一郎『大政翼賛会に抗した40人』朝日新聞社 2006年
古川隆久『戦時議会』吉川弘文館 2001年
吉川利治『同盟国タイと駐屯日本軍』雄山閣 2010年
戸部良一『昭和の指導者』中央公論社 2019年
木田道太郎『新講 昭和史』啓文社 1992年
義井博『昭和外交史 三訂増補版』南窓社 1990年
野村佳正『「大東亜共栄圏」の形成過程とその構造』錦正社 2016年
片山慶隆編著『アジア・太平洋戦争と日本の対外危機』ミネルヴァ書房 2021年
波多野澄雄『太平洋戦争とアジア外交』東京大学出版 1996年
筒井譲二『太平洋戦争通史 増補版』文芸社 2017年
山崎雅弘『太平洋戦争秘史』朝日新聞出版（朝日新書）2022年
深田祐介『大東亜会議の真実』PHP 研究所（PHP 新書）2004年
安達宏昭『大東亜共栄圏』中央公論新社（中公新書）2022年
加藤聖文『「大日本帝国」崩壊』中央公論新社（中公新書）2009年
迫水久常『大日本帝国最後の四か月』河出書房 2015年
富田武『ものがたり戦後史』筑摩書房（ちくま新書）2022年
倉山満『右も左も誤解だらけの立憲主義』徳間書店 2017年

参考論文

庄司純一郎「日本における戦争呼称に関する問題の一考察」『防衛研究所紀要』第13巻第3号 2011年

中川直毅「大学教職科目としての日本国憲法講義に関する考察」『名古屋芸術大学研究紀要』第40巻 2019年

中川直毅「日本国憲法の成立過程及び法的争点第9条に係る教育傾向に関する考察」『名古屋芸術大学研究紀要』第41巻 2020年

中川直毅「日本国憲法制定前史としての憲政の常道の崩壊過程に関する考察」『名古屋芸術大学研究紀要』第42巻 2021年

中川直毅「日本国憲法における國体護持の意義を、鈴木内閣・東久邇宮内閣・幣原内閣の政治動向も踏まえて考察する」『名古屋芸術大学研究紀要』第43巻 2022年